

平成31年玉村町議会第1回定例会会議録第1号

平成31年3月4日（月曜日）

議事日程 第1号

平成31年3月4日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 町長施政方針
- 日程第 6 議案第 2号 玉村町放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5号 玉村町職員共済会に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 6号 玉村町文化センター条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 7号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8号 玉村町B&G海洋センター条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9号 玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 玉村町立公園条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 玉村町農業労働力調整協議会条例の廃止について
- 日程第18 議案第14号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第15号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第16号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第17号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第18号 平成31年度玉村町一般会計予算
- 日程第23 議案第19号 平成31年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 平成31年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成31年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成31年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度玉村町下水道事業特別会計予算
日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度玉村町水道事業会計予算
日程第 3 0 議案第 2 6 号 町道路線の廃止について
日程第 3 1 議案第 2 7 号 町道路線の認定について
日程第 3 2 議案第 2 8 号 財産の処分について
日程第 3 3 議案第 2 9 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
日程第 3 4 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	浅見武志君	10番	石川眞男君
11番	宇津木治宣君	12番	石内國雄君
13番	高橋茂樹君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舛田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	倉林教夫君	会計管理者兼会計課長	金子忠雄君
学校教育課長	大堀泰弘君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） おはようございます。

平成31年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成31年玉村町議会第1回定例会が招集されましたところ、年度末を控え、公私ともにご多用のところ、ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会は、平成31年度の玉村町の諸施策を展開する上での根拠となる条例や予算等の議案を審議していただく大変重要な議会であります。開会後には、町長から、平成31年度の玉村町の町政運営の基本的な考え方となる施政方針が表明され、あわせてその施政方針を実現するために必要となる諸施策や予算等に関する重要な議案についても詳細な説明がなされるものと思います。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、諸議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決が得られますようお願いしております。

また、今定例会には、9名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、平成の最後を締めくくる充実した議会となりますよう、活発な議論を期待するところであります。議員並びに町長を初め執行各位におかれましては、会期長き定例会となりますので、体調には十分留意され、臨まれますようお願い申し上げます。挨拶といたします。



○表彰の伝達

◇議長（高橋茂樹君） ここで、開会の前に表彰の伝達を行います。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩します。

午前9時2分休憩

午前9時2分再開

◇副議長（石内國雄君） 再開します。

◇副議長（石内國雄君） 去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会の定期総会において、高橋茂樹議長と浅見武志議員が町村議会議員15年以上在職者として全国町村議会議長会自治功労者表彰を受賞されました。

また、あわせて群馬県知事から感謝状が授与されましたので、ここでその伝達を行います。

高橋茂樹議長、浅見武志議員、演台の前にお進みください。

〔議長 高橋茂樹君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

群馬県玉村町 高 橋 茂 樹 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた
その功績はまことに顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

平成31年2月6日

全国町村議会議長会会長 櫻井正人

〔拍手〕

感謝状

高橋茂樹殿

玉村町議会議員として地域の発展と住民福祉の増進に尽力し地方自治の振
興に寄与されました。

ここに深く感謝の意を表します。

平成31年2月19日

群馬県知事 大澤正明

〔拍手〕

〔9番 浅見武志君、演壇の前へ進む〕

表彰状

群馬県玉村町 浅見武志殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた
その功績はまことに顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

平成31年2月6日

全国町村議会議長会会長 櫻井正人

〔拍手〕

感謝状

浅見武志殿

玉村町議会議員として地域の発展と住民福祉の増進に尽力し地方自治の振
興に寄与されました。

ここに深く感謝の意を表します。

平成31年2月19日

群馬県知事 大澤正明

〔拍手〕

◇副議長（石内國雄君） それではここで、全国町村議会議長会自治功労者表彰及び群馬県知事からの感謝状を授与されました高橋議長と浅見議員よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

初めに、高橋議長、お願いいたします。

〔議長 高橋茂樹君登壇〕

◇議長（高橋茂樹君） 皆さん、おはようございます。このたび全国町村議会議長会より自治功労者表彰を、また群馬県知事より感謝状を賜りました。玉村町議会議員として身に余る光栄と感謝をしているところであります。これもひとえに玉村町民の皆様、同僚議員の皆様、町長、町職員の皆様のご支援と協力のおかげと感謝しております。

近年は、世の中が複雑多様化している中、昨年も申し上げましたが、今後迎える少子高齢化社会、人口減少社会を迎え、また地球温暖化の影響で自然災害がいつ起こるかかわからない中、玉村町住民が安心して暮らせる町、幸せを感じることができる町を目指してまいります。

また、ことし5月1日には新しい元号となります。心新たに玉村町の発展に尽くしてまいりたいと思っております。皆様に受賞の御礼を申し上げまして、私の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

◇副議長（石内國雄君） 続いて、浅見議員、お願いいたします。

〔9番 浅見武志君登壇〕

◇9番（浅見武志君） おはようございます。先ほどは自治功労者表彰及び感謝状をいただきまして、まことにありがとうございます。

この荣誉ある賞を受賞できたのは、高橋議長を初め、議員の皆様、執行の皆様はもちろん、たくさんの方々を支えられたおかげです。15年という長き間、議員として働けたことに感謝申し上げます。この受賞を機に、さらなる住民福祉の向上、玉村町の発展のために、より一層の努力をしてまいります。これからも皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私の挨拶にかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。（拍手）

◇副議長（石内國雄君） この際ですので、議員を代表してお祝いを申し上げます。

高橋議長におかれましては、玉村町議会議長として、また群馬県町村議会議長会副会長としての重責を担われ、そのご尽力に深く感謝申し上げます。今後とも議会のさらなる充実のため、公平公正な立場で、より一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

浅見議員におかれましては、議長経験を有し、また玉村町議会議員としてこれまで長きにわたり地方自治の発展と住民福祉の増進のためにご尽力いただきましたことが認められたものであります。

お二人におかれましては、さらなる住民福祉の向上や玉村町発展のために、より一層ご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、今後とも健康には十分留意され、引き続き住民の負託に応えるため、ご活躍されますことをご期待申し上げます、お祝いの挨拶といたします。まことにおめでとうございます。

◇副議長（石内國雄君） 暫時休憩します。

午前9時11分休憩

午前9時11分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 本議会の「たまむら議会だより」が、全国町村議会議長会主催の第33回町村議会広報全国コンクールにおいて優良賞を受賞いたしましたので、ここでその表彰の伝達を行いたいと思います。

月田均議会広報特別委員長、演台の前にお進みください。

〔議会広報特別委員長 月田 均君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

優良賞

群馬県玉村町議会殿

貴議会広報紙は、第33回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績をおさめられました。

よってここにこれを表彰します。

平成31年2月6日

全国町村議会議長会会長 櫻 井 正 人

〔拍 手〕

◇議長（高橋茂樹君） この際ですので、議会を代表して私から一言お礼の挨拶を申し上げます。

このたび本議会の「たまむら議会だより」が、全国町村議会議長会主催の第33回町村議会広報全国コンクールにおいて「優良賞」を受賞いたしました。

「たまむら議会だより」は、平成10年5月に創刊され、平成27年2月に初めて全国コンクールで「奨励賞」をいただきました。昨年は優良賞を受賞し、全国で7位という快挙でありました。今年も昨年に引き続き優良賞を受賞することができました。今回は第9位ということでもあります。

2年連続して優良賞をいただきましたことは、まことに名誉なことであり、日ごろから議会だよりの発行に際し、並々ならぬ努力をいただいております広報特別委員を初め議員各位のご協力のたまものであると深く感謝し、お礼を申し上げます。

これからも議会からの情報発信を積極的に推進するとともに、住民の皆さんが読みやすい紙面づくりを目指し、議員各位とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

表彰の伝達を続けます。

去る2月19日に開催されました群馬県町村議会議長会の定期総会において、石内國雄副議長が町村議会議員10年以上在職者として表彰されましたので、その伝達を行います。

石内副議長、演台の前にお進みください。

〔副議長 石内國雄君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

玉村町議会 石 内 國 雄 殿

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よってここに表彰いたします。

平成31年2月19日

群馬県町村議会議長会長 仲 澤 太 郎

〔拍 手〕

◇議長（高橋茂樹君） それでは、ここで、群馬県町村議会議長会より表彰されました石内副議長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

石内副議長、お願い申し上げます。

〔副議長 石内國雄君登壇〕

◇副議長（石内國雄君） ただいま10年表彰をいただきました石内でございます。まだまだ町民の負託には応えていないと思っております。いよいよこれからますます町民の負託に応えられるよう、また町政に対しても一緒に町の発展のために一生懸命頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

きょうはありがとうございました。（拍手）

◇議長（高橋茂樹君） この際ですので、議会を代表してお祝いを申し上げます。

石内副議長におかれましては、玉村町議会議員としてこれまで長きにわたり地方自治の発展と住民福祉の増進のためにご尽力いただきましたことが認められたものであり、心からお祝い申し上げます。まことにおめでとうございました。

以上をもちまして表彰の伝達を終わります。



○開会・開議

午前9時18分開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） 開会いたします。ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施されました監査・検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、11番宇津木治宣議員、12番石内國雄議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月25日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。平成31年玉村町議会第1回定例会の議会運営委員長報告をさせていただきます。

平成31年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月25日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月14日までの11日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、議案28件、意見1件、計29議案を予定しています。

概要につきましては、まず日程1日目の本日は、常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。

その後、町長から平成31年度の施政方針が示されます。

次に、議案第2号及び議案第3号についてそれぞれ提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

続いて、議案第4号から議案第13号までの10議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第14号から議案第17号までの平成30年度補正予算関係4議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第18号から議案第25号までの平成31年度予算関係8議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。

次に、議案第26号から議案第29号までの4議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、意見第1号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行い、散会となります。なお、本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、総務経済常任委員会が開催されます。

日程3日目は、民生文教常任委員会が開催されます。

日程4日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程5日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程6日目、7日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程8日目は、予算特別委員会が開催され、総務経済常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程9日目も引き続き予算特別委員会が開催され、民生文教常任委員会の歳入歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程10日目は、中学校卒業式及び事務整理のため休会とします。

日程11日目は、最終日となり、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から全員協議会が開催されます。

その後、本議会を午後2時30分に開議し、委員会に付託された議案第2号並びに議案第3号について、委員長の審査報告の後、質疑、討論、表決を行います。

次に、予算特別委員会に付託された議案第18号から議案第25号までの8議案について、委員長の審査報告の後、質疑、討論、表決を行います。

続いて、継続審査となっていた請願について、委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長より開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成31年玉村町議会第1回定例会の会期は、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月14日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月14日までの11日間とすることに決定いたしました。

◇

○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） おはようございます。総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、平成31年2月15日金曜日、午前10時半から午後3時半までです。

場所ですが、天狗岩堰土地改良区事務所及び坂東大堰取水口、利根川横断暗渠を所管事務調査として行いました。

出席者は、私委員長と以下委員全員と高橋議長、随行者といたしまして田村議会事務局長、岡部議会事務局係長、齋藤経済産業課長。

対応者ですが、天狗岩土地改良区理事長、羽鳥勝之氏、理事の齋藤俊一氏、それと天狗岩土地改良区事務局長、磯田靖氏の3名であります。

調査経過、天狗岩土地改良区（天狗岩用水）について。天狗岩用水は、渋川市にある坂東大堰左岸の取水合口から取水し、利根川の下を横断暗渠により右岸側へ流しております。取水口から下流へ7.5キロメートル、八幡川合流地点までを天狗岩用水と呼び、下流を滝川と呼んでおります。玉村町川井で1級河川烏川へ合流するまで21.5キロメートル、総延長29キロメートルに及び、前橋市、高崎市、玉村町の受益農地、水田を潤しております。事務所は、前橋市新前橋町にあります。

組織の概要ですが、役員15名、うち理事11名、監事4名、総代39名、職員3名で行っております。

受益面積ですが、土地改良区設立当時は受益面積2,000ヘクタール、組合員数4,400人おりましたが、平成19年には受益面積1,070ヘクタール、組合員数2,715名、平成30年になりますと受益面積938ヘクタール、組合員数1,901名だそうであります。

賦課単価ですが、通常賦課単価としまして10アール当たり2,500円、全国平均は3,189円との説明でありました。転用決済金といたしましては10アール当たり8万7,500円だそうです。

水利権の関係と管理体制ですが、取水口、坂東大堰、渋川市利根川左岸から取水をしております。水利権水量の関係ですけれども、かんがい期が毎秒11.1立米、非かんがい期が毎秒3.1立米だそうです。水利権の種類ですが、許可水利権であります。昭和56年だそうであります。

管理区分ですが、坂東大堰連合、土地改良区、前橋市管理、行政、土木事務所、地元、それぞれ記載のとおりであります。

坂東大堰及び天狗岩用水の取水口の現状ですが、昭和26年に完成した坂東大堰の周辺施設は完成から60年以上が経過し、各施設の老朽化が著しく、坂東大堰本体の摩耗や洗掘、暗渠水路内の漏水箇所が多く確認された。老朽化が進むと大規模な災害に発展する危険もあるため、平成24年度から8年をかけ、早急に補強・補修対策が必要な施設から対策工事を行っております。天狗岩用水区間においては、主に暗渠内をボックスカルバート及び鉄鋼巻き立てによる補強・補修工事を行っております。

利根川横断暗渠ですが、昭和26年に完成したのですが、この中は水路底盤の洗掘が進み、側壁や天盤から漏水がある。平成29年度から2カ年かけ、現在工事を実施しています。洗掘された横断暗渠底盤を高強度コンクリートにより補強する工事を実施するようであります。

坂東大堰、固定堰は、本体の改修工事を実施しております。平成28年度は右岸側66メートルを強度コンクリートにより補強しました。平成30年度は左岸側68メートルの補強を実施しております。平成31年度に中間の補強が終わると、新しい坂東大堰が完成するわけであります。

平成24年度から29年度にかけ、天狗岩発電所上流の暗渠水路内の補強工事を実施しております。暗渠水路上部には民家が密集しており、開削が困難だったため、厚さ16ミリの鉄板巻き立て工法が採用され、183メートルの区間で実施をいたしました。総工費は5年で3億5,000万円かかったようであります。

施設の維持管理適正化事業ですが、台風が直撃するおそれがあるときやゲリラ豪雨により水路が氾濫する危険性が生じたときに余水を利根川へ放流する。この事業により、制水門、余水吐門、放水路を整備することにより、下流地域を水害から守る役目を担っているわけであります。

費用負担ですが、国30%、県30%、市町30%、土地改良区10%で、市町分30%のうち、受益面積に応じて49.35%を玉村町が負担をしております。

考察ですが、天狗岩用水は玉村町のかんがい用水として重要な水利資源であります。「利」が抜けているかもしれません。利根川右岸の2市1町の受益農地、水田ですが、ここで栽培する稲作に必要な水、全てを供給している大切な用水であります。しかし、竣工から60年以上経過した施設は老朽化が進み、多くの改修工事が実施されており、今後かなりの年月にわたり継続した改修工事が必要な状況でありました。

玉村町では、水路の維持管理や防火用水の確保のためにも通年通水を望むところでありますが、老朽化した施設では地震やゲリラ豪雨等の災害により、水路の崩落や決壊など、より深刻な影響を与えることから、断水を伴う工事の実施もやむを得ないと考えます。地域の農業を守り、重要な水の安定供給に必要な改修工事が今後も適切に実施されることを希望するところであります。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

柳沢浩一民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇民生文教常任委員長（柳沢浩一君） おはようございます。ただいまより民生文教常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、平成31年2月12日。

視察地、栃木県の鹿沼市、鹿沼市消防本部を視察いたしました。

調査事項につきましては、消防団充実強化ビジョンと消防団組織再編計画についてということであります。

出席委員については、民生文教常任委員、また議長に同行をいただき、また随行者につきましては議会事務局長並びに環境安全課長の高柳課長にも同行をいただきました。

対応者でありますけれども、鹿沼市議会議長よりご挨拶をいただいたところであります。また、本論文の説明については、鹿沼市消防本部地域消防課長、星野富夫氏より説明をいただきました。

調査経過でありますけれども、鹿沼市について。鹿沼市は栃木県の中西部に位置し、圏域の北部は日光に隣接し、南東部には東北自動車道鹿沼インターチェンジがあり、近接して北関東自動車道が走っている。また、宇都宮市とも隣接し、東北新幹線との連絡も容易であり、市内には東武日光線とJR日光線が通り、広域交通の要衝となっている。山と清流と溪谷と大変美しい景観の山紫水明の地であります。

鹿沼市消防団充実強化ビジョン策定。消防団員は、みずからの地域はみずから守るという郷土愛護の精神に基づいて、地域防災の中核として消防防災活動に取り組んでいる。しかし、社会情勢や住民意識の変化に伴って消防団員は減少し続けており、団員の確保、組織の再編等が課題になっている。

限られた資源の中でどのようにして消防団の充実強化を進めながら、総合的な地域防災力の向上に寄与していくか考える必要がある。平成24年3月に策定した第6次鹿沼市総合計画に掲げた単位施策である消防団活動の推進の事業展開を図るため、鹿沼市消防団の将来のあるべき姿を明確にし、その実現に向けた基本的な方針として、平成25年3月、鹿沼市消防団充実強化ビジョンを策定した。なお、目標年次は上位計画に合わせて2021年度を中長期的な展望として推進している。

消防団の現状であります。消防団の組織と配置。本部と市内14地区をそれぞれ管轄する14の分団により組織をされております。各分団に3ないし6の部があり、部単位で消防団活動に従事をいたしております。この辺がちょっと玉村町と違うところで、後ほど触れる部分があると思います。

消防団員数はごらんのとおりであります。

その他、詳細についての団員数、予算、もろもろの数値については、本ページの巻末に詳しく掲載をしておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

消防団の課題でありますけれども、消防団員の減少。少子高齢化や山間部地域を中心とした若者の

流出、地域活動に対する意識の希薄化等により、消防団員の確保は困難な状況にある。また、サラリーマン団員の増加や雇用形態の多様化により、災害時に迅速に対応できない団員がふえており、地域の消防防災力の低下が懸念される。

2、消防団組織の再編。市の厳しい財政状況により、消防団車庫や車両の更新がおくれており、老朽化も進んでいることから、組織の再編に合わせた施設の集約を図りながら、機能的で実行力の高い消防団組織の再編が課題になっている。

3、安全確保対策の向上、これはごらんをいただきたいと思います。

4、消防団員の負担軽減、この辺もご参照いただければと思います。

5、地域コミュニティとの連携、これも一読いただきたいと思います。

次に、消防団の充実強化に向けた施策。1、消防団組織の充実と再編、2、消防団員確保の取り組み、3、女性消防団員の任用、女性消防団員の任用・女性の入団促進対策等を図るということであります。

4、消防団員の処遇改善、報酬や手当の改善・福利厚生の実施・優遇制度の検討などをしておるところであります。

5、消防団員の負担軽減、6、消防団員の安全確保対策、7、消防団員のイメージアップ、8、地域コミュニティとの連携、9、その他の施策でありますけれども、消防団協力事業所表示制度の拡充・支援団員制度の充実等を掲げております。これは消防団の団員を輩出している協力事業所については、入札等において詳細についてはちょっとわかりませんが、何らかの加点をするということであります。

ビジョンの推進体制でありますけれども、市や消防団、市民、事業者、団体、関係機関等が協力し、連携しながら本ビジョンを推進する。消防団のあるべき姿の実現を図るために、本ビジョンで示した方向性に沿った施策展開を図る。ビジョンの推進に当たっては、市総合計画実施計画で明らかにした上で、その進行状況を把握し、評価や見直しを行うとともに、市民等に公表していく。

次に、鹿沼市消防団組織再編計画策定。鹿沼市では、消防団の充実強化の基本方針となる「鹿沼市消防団充実強化ビジョン」を平成25年3月に策定し、充実強化に向けた施策として組織再編の方向性を示した。地域防災にとって欠かすことのない存在である消防団を将来にわたり維持していくとともに、消防団員が活動しやすい体制づくりと組織の強化を進めていくために、新たに「鹿沼市消防団組織再編計画」を策定する。

本計画は、「鹿沼市消防団充実強化ビジョン」の個別計画とし、ビジョンに掲げられた消防団組織の充実と再編を実現するための計画とする。また、充実強化ビジョンの目標年次である2021年度を第1期計画期間とする。

消防団の組織再編の基本方針。1、分団体制の維持、これまでと同様に本部と14分団体制を維持し、分団のもとに活動隊である部を置く。本計画では、部のみを再編の対象とする。

2、消防団員の配置。消防団員の総数は、地域の実情に応じ業務を円滑に遂行するために必要な数であり、組織再編に伴う削減は最小限とする。以下につきましては、ご参照いただきたいと思います。

次に、消防団組織の再編とスケジュールということで一覧表がありますので、ごらんをいただきたいと思いますけれども、鹿沼市では14の分団で組織をされておりますが、実は玉村町でいうと10の分団に10台のポンプ車でありますけれども、鹿沼市では14の分団の中に60の部があり、ポンプ車が30あるいは小型の可搬の運搬できるポンプが28台ということで、それを各部と班で担当し、活動に当たっているということであります。28年から第1期、そして第2期と長い年数をかけて再編に取り組むということであります。

考察。現在玉村町において消防団再編検討委員会が設置され、検討が進められている。課題として、詰所・車両の老朽化（更新や維持に係る財政問題）、団員の担い手不足（人口減少・職業形態の変化）が挙げられ、防災力を落とさない適切な分団・車両数の検討、団員入団促進、機能別消防団員制度、運営・処遇改善について検討している。各自治体が同様の課題を抱えている中、今回は先進地事例として注目されている鹿沼市消防本部を視察した。「鹿沼市消防団充実強化ビジョン」並びに「鹿沼市消防団組織再編計画」に基づき、具体的な説明を受けてきたところでもあります。計画から実施までに7年を要した。人と時間がかかる。当初の計画をした人とこれを受け継いで実施をしていく実行者がかわってしまうこともある。一貫して継続する担当者が必要であるということ力を説をしていました。さらに、活性化対策事業として、広報及びPRにおいて積極的にSNSを活用していること、消防団サポート店事業を展開し、消防団員やその家族に一定の優遇制度を提供していること等、本町としても検討するヒントになると思われる。

引き続き消防団再編検討委員会において、設置要領に基づき、幅広い意見を集約し、慎重な審議を通じて、よりよい「玉村町消防団再編整備計画」を策定してもらいたいというふうに思っております。

以上、所管事務調査報告といたします。ありがとうございます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これもちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 町長施政方針

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、町長施政方針について。

これより施政方針について町長の報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） おはようございます。平成31年度の施政方針を報告する前に、一言ご挨拶申し上げます。

このたび高橋茂樹議長、浅見武志議員におかれましては、全国町村議会議長会における自治功労者

表彰を受賞されるとともに、群馬県知事から感謝状が授与されました。また、石内國雄副議長におかれましては、群馬県町村議会議長会における一般表彰を受賞されました。皆様には、長年にわたる議員としてのご功績が認められたものであり、心からお祝いを申し上げます。まことにめでとうございます。

また、議会広報紙の「たまむら議会だより」が全国町村議会主催の第33回町村議会広報全国コンクールにおいて2年連続で優良賞を受賞されました。開かれた議会の実現に向け、誰もがわかりやすい広報紙づくりに積極的に取り組んでおられる玉村町議会の日ごろのご努力が認められたものであり、心からお祝いを申し上げます。まことにめでとうございます。今後ともますますご活躍されますことをご祈念申し上げて、お祝いの言葉といたします。

それでは、平成31年度施政方針を申し上げます。

平成31年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、平成31年度の町政運営に対する方針及び予算の大要につきまして所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年は、私が町長としての重責を担わせていただいてから、この1月で丸3年が経過し、早いもので4年間の任期の最後の1年を迎える最終年度となりました。

この間、町民の皆様並びに議員各位を初め、関係機関等の皆様方の温かいご支援、ご協力に支えられ、町政を運営できましたことを改めて感謝申し上げます。

私は、町長就任以来、財政の健全化と人口減少対策を2本の柱に、誠心誠意、公約の実現に向けて諸施策に取り組んでまいりました。

これまでを振り返りますと、とりわけ人口減少対策では、子育て世代が多く住む本町において、若者のまち離れを防ぎ、若い子育て世代の定住促進や雇用拡大を目指した取り組みを強化し、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境整備こそが人口減少に歯どめをかける最良策であると捉え、最優先課題として取り組んでまいりました。

しかしながら、まだまだ道半ばで、取り組むべき課題は山積みでありますので、町の将来をしっかりと見据え、町の魅力を高めるとともに、町民の皆様が夢と希望を持って「安全で安心して暮らせる魅力あるまちづくり」を進めるため、議員各位と意思疎通を密にし、職員と一丸となって引き続き全力を挙げて取り組んでいく所存でありますので、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本年は約200年ぶりに天皇が退位され、皇位継承が行われる歴史的な一年となります。そして、「平成」という時代が間もなく幕を閉じ、新たな時代を迎えようとしております。

この新たな時代の幕あけにふさわしく、新元号がスタートする本年5月には、ばら制定都市会議「ばらサミット」が本町において開催される予定となっております。

この「ばらサミット」は、「ばら」の育成と普及のため、「ばら」を「市や町の花」として制定している全国27市町の加盟自治体が一堂に集まり、「ばら」に関する情報交換や技術・知識の向上と

自治体間の相互交流を図る場であり、花と緑にあふれた「潤いのあるまちづくり」を目的としたものであります。

新元号での記念すべき今回の開催は第28回目となり、玉村町文化センターを会場に、本町ならではの「ばらサミット」を企画しております。

これを一つの契機として捉え、潤いのある「ばらのまち」として、「ばらを活かした特色のあるまちづくり」を進めるとともに、この「ばらサミット」を盛大に盛り上げ、新たな時代の幕あけとともに、まちの魅力をさらに高めていきたいと考えております。

続きまして、町政を取り巻く情勢でございます。

我が国の経済は、貿易摩擦の拡大による景気の影響や海外経済の不確実性など、先行きへの不安は否めないものの、アベノミクスの推進により、緩やかな回復基調が続く中で、企業収益は過去最大を記録するとともに、就業者数の増加や賃上げなど、雇用・所得環境は改善しつつあります。

政府は、この経済の改善を全国津々浦々まで一層浸透させ、さらに加速させるために、人づくり革命及び生産性革命を実現・拡大し、潜在成長率の引き上げを進めるとともに、働き方改革を推進し、成長と分配の経済の好循環の拡大を目指しております。

特に、人づくり革命においては、幼児教育の無償化や待機児童問題解消、介護人材の確保などの安定的財源を確保するため、本年10月に予定されている消費税率引き上げ分の使い道の見直しを行っており、全世代型の社会保障制度へと転換を図るとともに、景気への影響を踏まえたプレミアム付商品券発行などの経済対策についても行っていくとしております。財政健全化を先送りにするこれらの見直しについては、さまざまな意見があり、懸念される点もございますが、私といたしましては、子育て世代を応援する本町にとって、これら国の取り組みが本町においても追い風となるよう期待しているところでございます。

こうした中、国の平成31年度の予算案は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みのもと、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、幼児教育無償化を初めとする社会保障の充実や、防災・減災、国土強靱化のための取り組みなど、予算の中身を大胆に重点化した結果、対前年度比3.8%増の101兆4,571億円となっており、7年連続で過去最大を記録しました。

一方、群馬県の予算案は、「未来への投資を着実に進め、群馬らしさを活かした豊かな社会の実現」に向けた「ぐんまの未来実現予算」とし、対前年度比2.5%増の7,511億円となっており、7年連続の増額予算となりました。

そこで、本町の予算案ですが、「子育てと福祉に重点を置いた持続可能なまちづくり予算」として編成した結果、一般会計予算の総額は109億4,500万円となり、前年度と比較して0.5%の増加となりました。

内容につきましては、後ほど詳しくご説明申し上げます。

なお、本町の財政状況は、平成29年度決算において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は若干の改善が見られたものの、県内市町村の平均94.7%と比較しても97.1%と高率を示している状況であります。また、自治体財政の生命線となる財政調整基金が減少傾向にある中で、このまま基金に依存した予算編成を続ける状況にはないため、持続可能で安定した「財政基盤の確立」が喫緊の課題となっております。

さらに、人口減少・少子高齢社会の中にあつて、現役世代の減少など人口構造の変動を踏まえれば、今後の社会保障関連経費の増大にしっかりと対応していくため、全ての団塊の世代が75歳以上となり始めるまでに、歳入歳出両面において聖域なき改革努力を不断に行い、「財政健全化」の道筋を確かなものにする必要があります。

このため、平成31年度予算編成に当たっては、「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルド」の考えのもと、前例踏襲から脱却して創意工夫と経営的な観点から時代の急速な変化に対応するとともに成果を重視した予算とすべく、「最少の経費で最大の効果」を創出する「玉村町ならではの予算」となるよう編成を行ったところでございます。

続きまして、平成31年度町政運営基本方針とその施策でございます。

それでは、平成31年度の町政運営の概要についてご説明いたします。

本町では、現在、「第5次玉村町総合計画後期基本計画」と「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を政策立案の両輪として町政運営を進めております。

総合計画では、本町が県央地域において県内有数の交通の利便性にすぐれた主要都市をつなぐかなめとなり、さらなる発展をしていきたいとの考えから、「県央の未来を紡ぐ玉村町」の実現を目指しております。

また、「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、全国的な趨勢である人口減少に対応するため、若い世代が安心して仕事や子育てができ、子供からお年寄りまで生き生きと暮らすことのできる玉村町の実現を目指しております。

人口減少が加速し、少子高齢化が進行する本町においては、まちの「強み」や「弱み」をしっかりと把握し、必要な行政サービスを安定して継続していけるよう、県央地域に位置する恵まれた立地条件、交通の利便性を生かし、企業誘致や産業振興、定住促進や交流人口、関係人口の増加に向けた施策に重点化を図るとともに、子育て世代を初め、子供、高齢者、障がい者など、全ての町民が夢と希望を持ち、「安全で安心して暮らせる魅力あるまちづくり」に取り組む必要があります。

新年度では、これら目の前の課題に着実に対応するとともに、財政状況を踏まえながら、本町が将来にわたって持続的に発展し続けていけるよう、未来への投資につながる新たな事業創出を行いながら、スピード感を持って諸施策に取り組んでまいります。

それでは、「第5次総合計画」の分野ごとに、新年度の取り組みをご説明いたします。

第1に健康・福祉分野の「子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち」についてご説明申し上げ

げます。

まず、地域福祉の充実です。本年度策定した「地域福祉計画」・「自殺対策計画」・「成年後見制度利用促進基本計画」を3本の柱として、子供からお年寄り、障がい者、誰もが住みなれた地域で行政と町民の皆様が一体となって支え合う総合的な地域福祉の充実に取り組んでまいります。

このため、新年度では、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて、相談支援包括化推進員・コミュニティソーシャルワーカーを配置し、総合相談窓口を設置するほか、地域におけるアウトリーチ活動の一つとしてローラー作戦の実施により、地域において生活上の問題を抱える人やその家族の支援とその人たちが暮らす生活圏の環境整備や住民同士のネットワーク化など、地域福祉計画に基づいた支援を行ってまいります。

成年後見制度利用促進基本計画の推進では、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等により、権利擁護支援のニーズが高まっておりますので、研修会や講演会の開催のほか、制度の理解促進や不正防止に向けた広報活動及び普及啓発を図るとともに、相談支援体制の充実や地域連携を推進するなど、本制度の利用促進を図ってまいります。

次に、子育て支援体制の充実です。現在、本町においては、新たな「子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めておりますが、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果をもとに、子育て世代から「住みたいまち」として選ばれる環境づくりを進められるよう、本計画の策定を行ってまいります。

次に、保育所の待機児童問題であります。本町においても核家族化や女性の就業率の上昇により、3歳児未満の保育の需要が高まっていることから、現在民間事業者による保育施設の増築を支援し、受け皿の確保を図っているところでございます。新年度では、玉村幼稚園に統合される南幼稚園を活用した民間保育所の整備を支援するとともに、新たな民間保育所の誘致に当たり、施設整備に係る用地の取得及び造成を支援してまいります。また、民間保育施設が行う障がい児保育の充実のため、障害加配補助を拡充するとともに、公立においても保育士等の人材確保が深刻化しておりますので、処遇改善を行うことにより、働きがいのある職場づくりを推進してまいります。

一方、放課後児童クラブの待機児童問題についても民間事業者による開設を支援しておりますが、新年度では、「がんばりっこクラブにしきの」として運営が始まる運びとなりましたので、引き続きクラブ運営についても支援してまいります。また、学校における余裕教室を活用した放課後児童クラブについても新年度からは玉村小学校での運営が始まります。これに続いて、新たに芝根小学校での開設準備を進めてまいります。今後も計画的に、より安全で過ごしやすい施設の拡充に努めていきたいと考えております。

さらに、「国際教育特区」である本町の魅力を高めるため、町立の保育所や幼稚園においては、子供たちが外国人講師と楽しく遊びながら英語に親しむ機会を提供し、保育の質の向上に努めておりますが、新年度では子供のころから英語に触れる環境の底上げを図るため、積極的に英語教育活動を行う民間保育施設を新たに支援してまいります。

また、産前産後の育児や家事などを支援するため、ママヘルパーの派遣事業についても引き続き推進するとともに、子育て世帯をサポートするファミリー・サポート・センターでは、病児・病後児の一時預かり保育の利用料について、新たに一部助成を行ってまいります。

なお、小学生から中学生までの給食費の一部免除についても継続し、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めてまいります。

次に、現在社会問題となっている「子供の貧困問題」では、「子ども食堂」や「学習支援」に取り組む民間活動が広がっております。とりわけ「子ども食堂」は、今地域の中で本当に必要な存在として定着しつつあり、食事の提供のみならず、子供たちが安心して過ごせる居場所として、悩み事の相談や助け合い、支援につなげるといった「子供たちのアンテナの役割」として重要な存在となっております。

本町においても住民団体等によるこれらの活動が広がってきておりますので、新年度では子供の将来が「生まれ育った環境に左右されない社会の実現」を目指し、子供たちが笑顔で安心して夢と希望を持って健やかに成長してもらえるよう、「子ども食堂」や「学習支援」を提供する住民団体等を積極的に支援してまいります。

一方、行政主導の取り組みといたしましては、ひとり親家庭の小学生児童の学習環境の整備と学力向上を図るため、群馬県とともに積極的に無料学習支援を実施し、子供たちが笑顔で夢と希望を持って健やかに成長してもらえるよう支援してまいります。

児童虐待問題では、依然として深刻な虐待事件が後を絶たず、社会全体で取り組むべき重要な課題となっているため、引き続き相談員を配置するとともに、教育委員会や要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携を密にし、問題を抱えている子育て世帯への適切な支援を行ってまいります。

これらの取り組みにより、今後も引き続き若い世代が多く住む本町として子育てしやすい環境づくりに努め、子育て世代の育児と仕事の両立を積極的に支援してまいります。

次に、高齢者福祉の充実です。人生100年時代と言われる今日、本町における高齢化も例外ではなく、「超高齢社会」とされる65歳以上の人口割合が21%を超え、23.6%になるとともに、ひとり暮らしの高齢者や日常生活において支援が必要となる高齢者が増加傾向にあります。こうした状況を見据え、本町では現在3カ所での「地域包括支援センター」の活動がなされており、今後においても地域の相談窓口として、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートできるよう支援してまいります。

また、高齢者の知識と経験は地域社会を支える貴重な社会資源であり、その必要性はますます高まっております。よって、この資源を生かし、高齢者が地域社会で活躍できるようシルバー人材センターやボランティア・NPO団体などと連携を図りながら、高齢者の多様な就労機会の確保や雇用促進、啓発活動に努めるとともに、地域活動等への参加のきっかけづくりとなるよう身近な地域で自身の介護予防に取り組む「筋力向上トレーニング」のほか、「ふれあいの居場所づくり」を現在の24カ所

から歩いて行ける範囲での35カ所の設置を目指し、積極的に進めてまいります。

また、認知症の予防と支援を推進するため、「認知症サポーター養成講座」や地域での介護予防の普及啓発活動を行う「健康サポーター養成講座」の開催等により、たくさんのサポーターを養成し、町全体で介護予防に取り組みながら、認知症になっても安心して暮らせる優しいまちづくりを積極的に進めてまいります。

さらに、「見守り」、「支え合い」、「助け合い」など、同じ地域に暮らす住民同士が行っていく地域支え合い活動を推進するため、小学校区ごとに発足した「地域支え合いネットワーク会議・第2層協議体」の活動が、地域社会全体の取り組みとして、より広がり、より充実したものとなるよう積極的に支援してまいります。

次に、障がい者福祉では、本年度策定した「障害者福祉計画」に基づき、障がい者が住みなれた地域で障がいのない人と同じように暮らし、自立して社会に参加できる共生社会の実現に向けたまちづくりを進めてまいります。新年度では、障害者総合支援法に基づく多様なサービスを提供するとともに、在宅で医療的ケアの必要な重症心身障がい者や障がい児を介護する家庭に対して、精神的・経済的負担の軽減を図るため、長時間の訪問看護サービスを新たに支援してまいります。

次に、保健予防・健康づくりの推進です。生活習慣病の予防対策として、特定健診を実施し、メタボリックシンドロームに該当した方や希望者に対して、スポーツプログラマーや栄養士による徹底した運動指導と栄養指導を新たに実施してまいります。

また、子供を産みやすい環境づくりのため、新たに妊婦歯科健診を実施し、妊娠中の虫歯や歯周病による早産や低出生体重児出産の予防に万全を期すとともに、子供の出生後、先天性の聴覚障害の早期発見・早期療育につなげるための新生児聴覚検査を継続してまいります。

自殺対策計画の推進では、これまで「個人の問題」とされてきた「自殺」が、広く「社会問題」として認識されるようになりました。本町の自殺者数は、平成24年から平成28年にかけて、5年間の合計で34人、年平均で6.8人の方が亡くなられております。自殺を防ぐためには、早い段階で悩んでいる人に気づき、対応することが必要でございますので、これらを踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて「自殺者ゼロ」を目指した本計画に基づき、「ゲートキーパー」の養成や自殺予防に関する研修会、講演会等を開催し、正しい知識を学ぶ機会を持つとともに、悩みに寄り添える人材の育成など普及啓発を推進し、「いのち」と「こころ」を大切にする地域社会づくりを進めてまいります。

続きまして、第2に教育・文化分野の「心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にするまち」についてご説明申し上げます。

まず、幼児教育・学校教育の充実です。初めに、私が公約の一つに掲げた3学期制が新年度からいよいよスタートいたします。また、本年度の総合教育会議において、教育委員会の協力を得ながら、教育及び文化振興に関する総合的な施策についての目標や方針を定める「教育大綱」を策定いたしま

した。この大綱に基づいた魅力ある教育活動が展開されることにより、子供たちの学校生活がより充実したものとなるよう期待しているところであります。

一方、学校現場では、教員の多忙化が社会問題となり、働き方改革への対応が急務となっております。

そこで、新年度では、教員が児童生徒への指導や教材研究等、本来の業務に専念できるよう負担軽減を図るため、全小中学校に教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフを新たに配置するとともに、引き続き中学校に運動部活動指導員を配置し、部活動の質的向上はもちろん、教員の支援充実を図ってまいります。

しかしながら、学校が抱える課題は、多様化、複雑化するとともに、地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性も指摘されております。そこで、新たに「地域とともにある学校づくり応援プロジェクト」を立ち上げ、教員の質的向上はもちろん、地域の人材が学校のさまざまな行事や体験活動に協力したり、放課後の子供たちへの学習指導に協力したりするなど、地域と学校がともに手をとり合い、連携・協力していくことで地域の教育力の向上を目指すとともに、地域全体で未来を担う子供たちを支えていく社会を築いていきたいと考えております。

また、小中学校では、日本語の習得が必要な外国籍の子供たちが増加していることから、日本語教室の拠点である中央小学校に指導補助員の配置を拡充させるとともに、県立女子大学の学生ボランティアを活用するなど、子供一人一人の状況に応じた適切な支援の充実を図っていききたいと考えております。

英語教育では、「国際教育特区」の取り組みとして、特に小学校では教育課程特例校の指定を受け、小学校1年生から英語の授業に取り組んでおります。今後も引き続き未来への投資として、全小中学校に英語指導助手を常駐配置し、国際感覚豊かな子供たちの育成を図ってまいります。

ICT教育に関しては、2020年度から実施される新学習指導要領において、これまでの「情報活用能力」が「学習の基礎となる資質能力」と位置づけられ、より積極的なICTの活用が求められるとともに、小学校では新たなプログラミング教育が必修化となります。新年度では、現在使用しているコンピューターシステムが更新時期を迎えることから、それらを見据えた新たなシステムに入れかえを行ってまいります。既存機器の有効活用と新型のタブレットパソコン導入により、群馬県一のICT環境が整備される運びとなっております。今後、各学校では、これらのICT環境を生かした、「わかる授業」、「楽しい授業」を進めることで、教員の指導力向上とともに、子供たちの学力向上を図っていききたいと考えております。

不登校の問題では、一人一人の気持ちに寄り添った教育支援を行うため、別室登校による不登校への対応、ふれあい教室による居場所づくりや自立への手助けなど、それぞれの子供に応じた教育相談体制を充実してまいります。

また、特別な支援を要する子供たちの増加に伴い、通級教室による3歳児からを対象とした適切な

指導及び支援により早期対応を図ってまいります。

次に、生涯学習の推進です。地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るとともに、さわやか教室を初めとする町民各種講座を開催し、さまざまな分野から時代の要請に応じた学習機会を提供いたします。

青少年の健全育成では、関係団体と連携し、野外活動や奉仕活動等の体験活動を通して、心身ともに健全な青少年の育成を図ってまいります。

次に、文化財・地域資源の保護・活用です。本町を代表する観光資源の一つである玉村八幡宮においては、本年度、拝殿及び幣殿の修復工事について助成を行ったところでございますが、新年度では神楽殿の修復工事の助成を行い、歴史資産としての価値を高めていきたいと考えております。

芸術・文化活動の推進では、文化センターにおける多彩な芸術・文化事業を実施することにより、町民の芸術・文化に対する意識の高揚を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の推進では、誰もがそれぞれのライフステージに応じて、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、町民体育祭や町民スポーツ教室などに取り組み、町民の心身のリフレッシュと健康維持の増進を図ってまいります。

なお、新年度においては、社会体育館の老朽化に対応するため、今後の利用を考慮した長寿命化の改修に向けて調査を実施してまいります。

続きまして、第3に自然・環境・安全分野として「豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち」についてご説明申し上げます。

公園・緑地の充実では、町民の皆様からの要望に応えるため、新年度では総合運動公園に遊具の設置を行うとともに、子供たちに人気の北部公園の大型遊具について、安全かつ安心して利用できるよう、老朽化に伴う補修工事を行ってまいります。

環境保全・環境共生の推進では、地球に優しい再生可能エネルギーである太陽光発電設備を設置する町民への補助制度を引き続き実施してまいります。

生活環境対策の充実では、近年スズメバチによる被害が全国的に多く見られ、本町においても安全な生活環境を維持するため、巣の駆除を引き続き行ってまいります。

廃棄物処理・活用体制の充実では、循環型社会を推進する観点から、生ごみ処理機の購入や古紙類の集団回収、拠点回収に対する助成を引き続き行うとともに、古着や雑古紙などの既存ステーションによる回収を行い、資源化の促進を図ってまいります。

なお、新年度からクリーンセンターの老朽化に対応するため、長寿命化に向けた計画的な改修工事を行ってまいります。工事期間のうち約20日間については、桐生市にごみ処理を委託する予定となっております。

次に、防災対策の充実です。近年、地震や台風、局地的な集中豪雨など、さまざまな自然災害が全国各地で発生し、甚大な被害がもたらされております。新年度では、そのような大規模災害を想定し

た地域における災害対応力を向上させるため、新たに職員や地域住民等によるDIG・災害図上訓練やHUG・避難所運営ゲームを実施し、自助・共助・公助の確立に向けた取り組みを強化するとともに、全地区で組織化された自主防災組織が行う地域防災活動を支援するため、新たに補助金を交付し、地域における防災意識の高揚を図ってまいります。

また、近年のゲリラ豪雨等を想定した水害対策として、JAしばね支店跡地を取得し、（仮称）水防センターの整備を進めているところでございますが、新年度においては、水防用資機材の備蓄等を行う大型倉庫や会議室を備えた施設として建設を行ってまいります。水害時には、水防団の活動拠点として活用するとともに、平常時には防災等に関する研修所として地域の皆様にも有効活用していただけるよう考えているところでございます。

消防体制の充実では、社会経済情勢の変化により、消防団員の確保が難しい中、人口減少に対応できる体制づくりが求められていることから、組織強化のための再編を検討しているところでございますが、団員が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、消防団への加入促進及び消防団活動を支援するため、消防ポンプ自動車の運転免許取得に要する費用を助成してまいります。

交通安全対策の充実では、不幸な事故を招かないよう、交通安全教室の実施等による普及啓発に努めるとともに、高齢ドライバーによる事故が相次ぐ中、65歳以上の高齢運転者を対象に運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを引き続き推進してまいります。また、新年度では、生活道路が抜け道になっているような危険な道路に、一定の区域内を時速30キロメートルの速度規制とする「ゾーン30」の導入を進めるとともに、カーブミラーの計画的な設置及び更新による交通安全施設の充実に努めてまいります。

続きまして、第4に産業・経済分野として「地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち」についてご説明申し上げます。

まず、時代をリードする農業の振興では、計画的な農地の利用と保全を図るとともに、水田農家や野菜園芸農家の農業用機械等の導入助成を行い、意欲のある農業者や法人等を引き続き支援してまいります。

また、近年野生鳥獣による農作物への被害が増大する中、特に小型鳥獣のハクビシンやアライグマ、タヌキによる被害が甚大であるため、有害鳥獣駆除の拡充を行い、安全・安心な農業振興の安定化を図ってまいります。

畜産振興では、優良素畜の導入や畜産ヘルパーの利用を支援し、生産者と連携した人づくりを推進することで、品質の向上と規模拡大を目指すとともに、食肉卸売市場や食肉学校との連携強化により、生産加工技術の高さと地元特産品としての知名度の向上及び定着化を図ってまいります。

また、オープン以来、にぎわいを増している道の駅玉村宿からの魅力発信をより強化・充実させるため、肉や野菜など地場特産品を生かした新メニュー・新商品の開発を行い、町の名産品としてのブランド定着化を図るとともに、PR活動を積極的に行うことで、交流人口や関係人口の増加を目指し、

町の魅力をさらに高めていきたいと考えております。

施設整備では、安定した農業用水を確保するため、上之手地区用水路改修工事のほか、川井地区の用水路についても改修工事に向けた実施設計を行うとともに、老朽化した滝川第一統合堰の補修工事を行ってまいります。

次に、活力ある工業、魅力あふれる商業の振興です。未来への投資につながる企業誘致や産業振興、雇用促進対策として、交通の利便性に優れ、道の駅玉村宿に隣接した高崎玉村スマートインターチェンジ周辺北地区について、新産業団地として新たな拠点整備に向けて早期開発のための準備を着実に進めてまいります。また、企業誘致を促進し、産業の振興、雇用機会の拡大を図るため、引き続き企業立地促進奨励金制度により、町内へ事業所を新設、移転又は増築する企業を支援するとともに、町内での創業を支援するための創業者融資事業により、地域経済の活性化と雇用の拡大に努めてまいります。

安全・安心な消費生活の確立では、町民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指して、地域の皆様との連携を深めながら、町消費生活センターによる相談体制をより充実させるとともに、高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺などの特殊詐欺等被害防止対策として、防犯機能を備えた電話機及び電話機用防犯録音機器の購入費助成を行うなど、引き続き被害防止のための消費者啓発活動を積極的に実施してまいります。

続きまして、第5に都市基盤分野として「コンパクトで利便性と快適性が高いまち」についてご説明申し上げます。

まず、魅力ある市街地の形成です。人口減少対策として、移住定住を促進する文化センター周辺地区土地区画整理事業では昨年からの分譲が始まり、次々と新しい住宅が建てられ、新しい町並みができております。まさに、「たまむらニュータウン」の誕生です。

新年度では、年度内での事業完成に向けて、第Ⅱ期分譲予定地の宅地造成や道路築造工事、公園及び交通ターミナルの整備、公民館建設等を行うとともに、この開発に伴い、土地を購入し、定住していただいた世帯に対して、引き続き奨励金を交付し、移住定住促進を推進してまいります。

次に、機能的な道路網の形成です。県道藤岡大胡線から藤岡大胡バイパスを介して東部工業団地をつなぐ町道103号線道路改良事業の進捗を図るとともに、道路舗装修繕計画及び橋梁長寿命化計画に基づいた道路ネットワークの老朽化対策、地区要望等の既存道路の補修・改良などを含めた道路網の整備を引き続き行ってまいります。

また、新橋建設促進として、都市計画道路と六分前橋線の利根川への架橋について、調査結果に基づき、前橋市と協力し、測量を行っていくとともに、国や県への働きかけを積極的に行うなど、新橋建設実現に向けた活動をより一層活発化してまいります。

空き家対策では、適切に管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、本年度策定した「空き家対策計画」に基づき、空き家の自発的な

除却を促進し、景観向上や居住環境の改善など適切な管理を図るため、新たに除却費用の一部を助成してまいります。

公共交通の整備では、群馬県が推進する東毛広域幹線道路のバス高速輸送システム、いわゆるBRT導入に伴い、道の駅玉村宿や交通ターミナルへの接続を目指し、新たな交通手段の確保による利便性の向上と充実を図ってまいります。

また、乗合タクシー「たまりん」については、本年度、再編検討委員会を立ち上げ、利用者の利便性を考慮した効率的なルートの再編を検討いたしました。新年度では、その検討結果を踏まえた新町便の新設や交通ターミナルへのたまりんや路線バスの乗り入れなど、公共交通網の再編を行うため、地域公共交通会議を開催してまいります。なお、実証実験として行っている高齢者等へのタクシー料金の一部補助についても引き続き利用状況等の実態を把握し、今後の方向性について、さらに検証を深めてまいりたいと考えております。

次に、水の適正利用と上水道の整備では、計画的に老朽管更新等の管網整備を進めるとともに、二系ろ過池の耐震診断を行うなど、安全で安定した水の供給に努めてまいります。また、下水道事業では、利根川上流流域関連玉村公共下水道事業計画に基づいた汚水管渠築造工事を推進し、平成31年度末の普及率83%を目標に積極的に整備を進めてまいります。なお、平成32年4月から公営企業会計へ移行するため、その準備作業を引き続き行ってまいります。

続きまして、第6に協働・行財政分野として「地域力を発揮する、住民主役のまち」についてご説明申し上げます。

まず、住民自治のまちづくりの推進では、住民活動サポートセンター「ぱる」を中心に、住民主体のまちづくり活動が図られるよう、NPOやボランティアなど町民活動団体への支援を引き続き行ってまいります。

コミュニティーの育成では、町内の手入れの行き届いた自宅等の庭を一般公開するオープンガーデンにおいて、ガーデニング実践者のコミュニティーの構築を図るとともに、観光資源として誘客を図ってまいります。

次に、地域間連携・交流の推進です。友好交流都市と今後も文化、教育、経済など幅広い分野で連携を深め、相互交流を通じた友好関係をさらに発展させてまいります。

また、大学連携では、本町が進めている「玉村町版生涯活躍のまち構想」において「核」となる施策と位置づけておりますので、教育、健康づくり、スポーツなど、まちづくり全般にわたり、大学との連携協力を積極的に行ってまいります。

さらに、本町では大学連携にとどまらず、企業との連携も進めており、本年度には、株式会社セブンイレブン・ジャパン及び積水化学工業株式会社群馬工場と「協定」を締結しました。多様な分野で連携することにより、地域力の底上げを図ってまいります。

国際交流の推進では、入国管理法の改正により、本町においても外国人の人口が増加するものと想

定し、企業や外国人労働者等に対して、就労や生活実態等のアンケート調査による実態把握を行うとともに、外国人の抱える問題や相談ニーズに適切に対応するため、国際交流協会と連携強化を深めながら、心通い合う「多文化共生社会の実現」に向けて取り組んでまいります。

なお、外国人の増加に伴い、「ごみ問題」を初めとする地域でのトラブルが多いことから、ごみ収集日の前日に、ごみの種類をお知らせしたり、ごみの分別や出し方など手軽に調べられる「ごみ出し情報お知らせサービス・スマホアプリ」の提供を多様な外国語に対応させるとともに、ごみに関するパンフレットを作成するなど、外国人にやさしいまちづくりを推進してまいります。

また、外国の生活や文化に触れることにより、国際感覚豊かで広い視野を持つ青少年の育成を図るため、アメリカ・エレンズバーグへの中学生海外派遣事業を引き続き実施するとともに、新年度では、中学生のホームステイ受け入れ先から現地ボランティアやその家族の方々を招致し、日本や玉村町の文化、生活を体験してもらうなど、相互交流を深めてまいります。

次に、行政改革の推進です。人事評価制度では、能力評価や業績評価の実施により、地方公務員としての資質の向上、意識改革を図るとともに、より効果的な研修に取り組むことで、行政課題に積極的に挑戦、対応できる人材を育成してまいります。

行政組織の見直しでは、会計年度任用職員制度への対応や法令遵守に基づいた障がい者雇用を推進するとともに、今後想定されるさまざまな行政課題を見据え、より機動的、弾力的な行政運営が可能となるよう適宜見直しを図っていきたいと考えております。

次に、健全な財政運営です。まず、歳入の確保につきましては、収納率の向上はもとより、税収、税外収入を問わず、あらゆる可能性を模索してまいります。

企業誘致や定住促進による新たな税財源の確保を図るとともに、税外収入として期待される「ふるさと納税奨励事業」につきましては、寄附者の思いを反映した事業を推進するとともに、魅力ある返礼品の充実を図り、ふるさと寄附金をきっかけに生まれた「つながり」を大切にして、さらに魅力ある情報を発信することにより、交流人口、関係人口の増加や継続的な寄附応援者の獲得に取り組んでまいります。

また、簡素で効率的な行政運営の確立、町民と行政の役割分担の明確化、費用対効果を考慮した事業の重点化、固定費や経常経費の徹底した抑制による歳出改革など、財政健全化の取り組み推進により、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

なお、第5次総合計画後期基本計画も4年目を迎え、終盤に差しかかり、総仕上げの段階に入ることから、計画された施策の着実な推進に取り組むことはもちろん、未来へのかけ橋となる「第6次総合計画」の策定に着手し、今後10年間の町の姿・将来像を描いていきたいと考えております。

最後に、地方創生への取り組みについてご説明申し上げます。

地方創生・総合戦略の取り組みに当たり、人口減少への対策と町の発展に向けた道筋が示された「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が計画期間の最終年度となるため、計画された目標の具現化

に着実に取り組んでまいります。

中でも「生涯活躍のまち」基本構想及び実施計画の実現に向けた取り組みとして、本年度、地域通貨やボランティアポイントの検討を行いました。新年度では、その先駆けとして、若者から高齢者まで幅広い世代に町のさまざまな行事やイベントへの参加を促し、ポイントを付与する仕組み「おでかけポイント制度」を導入することで、継続的なボランティア活動の創出につなげていきたいと考えております。

また、「地域おこし協力隊」によるイベントの企画運営やSNS等を活用した情報発信活動の充実、地域資源の掘り起こしや磨き上げにより、町の知名度を高め、交流人口や関係人口の増加を図るとともに、東京会場での移住相談会や東京圏のマスメディアを町に招致する現地視察会の開催など、シテイセールスを積極的に行い、移住定住促進に向けた町の魅力を発信してまいります。

大学等連携事業では、学生からまちづくりに関するアイデアを募るとともに、町内のアパートに居住する県立女子大生を対象に、地域貢献活動の参加を要件として交付する地域活動奨励金を拡充し、イベント協力や地域でのボランティア活動等への参加をより一層促すことで、若い力による地域のさらなる活性化を図ってまいります。

以上が、平成31年度の主な施策の内容となります。

続きまして、平成31年度予算案についてでございます。

平成31年度の予算編成は、財源確保が厳しい状況の中、「歳入に見合った歳出」を編成するという基本姿勢に立ち、引き続き「財政健全化」と「人口減少対策」の2本の柱を堅持し、既存事業を抜本的に見直す「歳出改革」と未来への投資を着実に実行する「新たな事業創出」により、「未来へつなげる予算」として、「第5次玉村町総合計画後期基本計画」、「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点分野に沿った編成を行いました。その中でも、特に時代に即した総合的な福祉施策を推進するとともに、「未来への投資」、「子育て支援」、「教育の充実」を主軸に重点配分を行いました。

歳入面では、その根幹となる町税収入について、対前年度比0.3%増の45億26万9,000円を見込むとともに、地方交付税では、地方財政計画等を考慮した推計の結果、2.5%増の12億1,000万円を見込みました。町債では、交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債を4億円、町道103号線を初めとする道路網整備に7,850万円、(仮称)水防センター整備に4,420万円など、町債全体では15.2%減の5億5,850万円を見込みました。また、繰入金では、文化センター周辺地区土地区画整理事業・第Ⅱ期宅地造成地換地売払金として5億5,786万5,000円を見込めたため、特定目的基金からの繰り入れに大きく依存することなく、繰入金全体では18.4%減の7億8,778万9,000円を見込み、不足する財源の確保として、財政調整基金からの繰り入れを前年度の5億円から2億円まで抑制することができました。

歳出面では、目的別の内訳として、民生費、衛生費、農林水産業費、消防費などが増加しましたが、農林水産業費では滝川第一統合堰の補修工事費の計上により18.3%の増加となりました。一方、

労働費、土木費、教育費、公債費は減少しましたが、中でも労働費では勤労者センター土地取得費の減額に伴い、77.9%と大幅に減少しました。また、性質別の内訳としましては、クリーンセンターの老朽化や子育て支援に対応するため、物件費や補助費等が増加しましたが、義務的経費は1.6%減少し、予算総額に対する構成比は40.4%となりました。一方、投資的経費は、文化センター周辺土地区画整理事業の進捗に伴う事業量の減少により3.2%減少し、構成比は9.3%となりました。

なお、国民健康保険特別会計を初めとする6つの特別会計の予算総額は81億448万円、企業会計である水道事業会計予算は8億8,329万円となり、一般会計を含めた全会計における予算総額は、対前年度比1.8%増の199億3,277万円となりました。

各会計の詳しい内容につきましては、それぞれの予算案の中でご説明させていただきます。

以上、平成31年度の町政運営について、私の所信の一端を申し述べました。

冒頭申し上げましたとおり、「平成」という時代が間もなく幕を閉じようとしております。日本においては、これまでに「明治」、「昭和」、「平成」と3度の大きな市町村合併が行われてきました。

特に、「平成の大合併」では、これまでのような右肩上がりの経済成長が期待できない中で、人口減少・少子高齢化の進展や国・地方を通じた巨額の債務など深刻な財政状況下において、我々自治体は複雑かつ多様化する住民サービスを提供しなければならず、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められたことから、国主導による合併が進められ、平成11年以来、3,235あった市町村が、本年3月1日現在では実に1,724まで減少するとともに、群馬県においても70あった市町村がその半分の35市町村となったのはご承知のとおりでございます。

そのような時代の変革の中で、自立の道を歩んできたこの玉村町が今後も持続可能で魅力あふれる本町の新時代を築くためには、さまざまな分野において改革の手を緩めることなく、将来を見据えた「玉村町ならではの施策」に果敢に取り組む必要があると思っております。

本格的な人口減少と超高齢社会の到来、社会構造の変化など、難しい課題が数多くある中で、新時代を迎えようとしている今、改めて「町民一人一人の力」を最大限に発揮し、「新たな飛躍への活力」が生まれるような、元気なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

平成31年度は、私にとりましては任期4年最後の集大成の年でございます。

本町を取り巻く環境は、依然として厳しく、予断を許さない課題が山積してありますが、町政の柱となる重要な事業については、引き続き計画的に進めるとともに、さらに気を引き締め、この玉村町が大きく飛躍できるよう、町民の皆様と行政がきずなを深めながら、「安全で安心して暮らせる魅力あるまちづくり」に邁進し、新たな時代にふさわしく、「選ばれるまち」として、ともに確かな未来への扉を開いていきたいと、最後の一年を迎えた今、決意を新たにしている所存でございます。

そしてあわせて、この新たな時代の幕あけを「ばらサミット」の成功とともに盛大に祝っていき

いと思っておりますので、ぜひたくさんの皆様にお越しいただきますよう、この場をかりて心よりお願い申し上げます。

最後になりますが、どうか町民の皆様並びに議員各位におかれましては、より一層のご理解とご協力、そしてご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げますとともに、本定例会にご提案申し上げます平成31年度予算案を初め、各種案件につきましては、十分ご審議の上、ご議決いただきますよう重ねてお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で町長施政方針の報告を終了いたします。

なお、町長施政方針に対する一般質問の通告をされた議員には、質問の要旨を3月5日火曜日の午前9時までに議長に提出してください。



◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。11時30分に再開します。

午前11時10分休憩

午前11時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。



○日程第6 議案第2号 玉村町放課後児童クラブ条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第6、議案第2号 玉村町放課後児童クラブ条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） 議案第2号 玉村町放課後児童クラブ条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、来月から新たに開所する玉村小学校放課後児童クラブやこれまで条例で規定していなかった放課後児童クラブスマイル、さらにこれまで児童館条例の中で規定していた放課後児童クラブをまとめて新たな条例として制定するものでございます。

条例の概要を申し上げますと、放課後児童クラブの名称や位置、入所許可等の手続、クラブ使用料及び減免等を規定するものです。

なお、この条例制定に伴い、これまで児童館条例で規定していた放課後児童クラブ関連の規定を削除するなど、附則において関連条例の一部改正を行っております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 玉村町放課後児童クラブ条例の改定ですけれども、いろいろな場所とかなんかするのはよくわかるのですけれども、その中に使用料の改定がされているわけです。およそ一般的に20%アップかなというふうな感じなのですけれども、要するに子育て支援を強めるという施政方針を聞いたその後にそういった料金の2割もの値上げというのはいかがなものかと、どういうことでこういうことになっているのかお尋ねをいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 使用料につきましては、昨年の3月議会においてこれまで月額4,000円だったものを30年4月から5,000円に、31年4月から6,000円にする改正を行っております。今回の放課後児童クラブの条例の制定については、来年4月から6,000円になるものをそのまま新たなクラブ条例のほうに移したものでありまして、一切新たな値上げというのを行っておりません。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） この条例は、委員会に付託されるわけですから、その中で慎重に審議をしていただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、議案第2号 玉村町放課後児童クラブ条例の制定については、民生文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は民生文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇
○日程第7 議案第3号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の制定

について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第7、議案第3号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の制定について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第3号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、全国的な社会問題である空家について、地域住民の生命、身体、財産を守り、生活環境を保全すること及び空家を積極的に活用していくことを目的として制定するもので、平成26年11月に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、町及び空家等所有者等の責務を明らかにすることにより、空家等の適正管理及び活用の促進を図り、安全、安心なまちづくりを推進いたします。

条例の概要を申し上げますと、先ほど申し上げた町及び空家所有者等の責務、町民の責務を定めるとともに、空家等対策計画の策定及び空家等対策協議会の設置を定めております。また、適正に管理されていないと思われる空家について町が調査を行い、その情報のデータベースを整備する旨を定め、さらに危険な状態が切迫している等、緊急時においては、所有者等に危険を回避させる時間的余裕がないと認められるときに、所有者等にかわり、町が必要最小限度の措置をできる旨も定めております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） 先ほど町長も申し上げましたが、緊急的な措置のために最小限の措置を講ずることが所有者にかわってできるというふうに言っていましたが、最小限の措置というのは、例えば強制的に代執行をして、これはそういう条文が恐らく入っていないから難しいのだと思うのですが、どの程度の措置をできるというふうに示していますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

最小限度の措置ということについては、空家が非常に危険な場合で、例えばブロック塀が落ちそうとか、屋根がちょっと飛びそうとか、そういったときに民地ですから今まででしたら立ち入れないわけです。ですので、そういったときに職員が危険を回避するために必要な措置を講ずるとい

うことがこの条例の一番の目的であります。

◇議長（高橋茂樹君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） そうすると、今にも朽ち果てぬとして崩れ落ちぬとするような、そうした民家があった場合に、現状玉村町にそうした状況があるかどうかは知りませんが、そうした場合にはどんな措置を講ずることができるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 危険な、本当に今にも崩れ落ちそうな、そういった空家ですけれども、そういったものを法律上、特定空家というふうに呼んでおります。そういった、もう非常に危険な状態ですので、そういったものは特定空家というものに認定するためには、協議会のほうで皆さんで、その協議会、消防や区長さんや民生委員さんや弁護士や建築士や、そういった方が集まっているわけなのですが、そういった社会的に判断して特定空家というふうに認定いたします。そうすると、そのときに町のほうではいろいろ所有者とはどんどん接触していきませんが、どうしてもそれに理由がなく至らなければ、強制代執行とかそういったほうに進んでいくというふうな方向にはなりません。ただ、強制でやることはできるだけ避けたいことですので、その前にできる限りのことを行うというふうなこととなっております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、議案第3号 玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇

○日程第8 議案第4号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第8、議案第4号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例

の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第4号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、長時間労働の是正措置として時間外労働の上限規制等が導入され、国家公務員においても同様の措置が講じられることから、当町においても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、超過勤務命令の上限時間を設けることができるよう、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して必要な事項を規則で定められるようにするものです。規則において定められる超過勤務命令の上限については、国家公務員と同様に原則1カ月で45時間、1年で360時間以内となります。

なお、他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員の超過勤務命令の上限は、1カ月で100時間未満、1年で720時間以内となりますが、その場合においても2カ月から6カ月の月平均時間を80時間以内とし、1年のうち45時間を超えて超過勤務を命じることができる月数は6カ月が限度となります。

長時間労働は、健康の確保、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化や女性のキャリア形成、男性の家庭参加を阻む原因となっています。長時間労働を是正することによって、ワークライフバランスが改善し、女性や高齢者も仕事につきやすくなり、労働参加率の向上につながるものと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第9 議案第5号 玉村町職員共済会に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第9、議案第5号 玉村町職員共済会に関する条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第5号 玉村町職員共済会に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

玉村町職員共済会の運営につきましては、現在職員の掛金は職員給料の1,000分の4、町の負担金については職員給料の1,000分の1.8の負担をいただき、玉村町職員の福利厚生事業として健全な運営を行っているところでございます。

共済会等への公費負担については、以前より全国的に見直しが行われており、群馬県内の市町村でも同様に見直しが進められております。

そこで、今回町財政の状況や他市町村の状況も考慮し、福利厚生事業の内容を見直すことにより減額することが適切であると判断し、町の負担金の率を下げるものでございます。

具体的な改正内容については、町の負担金分について、職員給料額の「1,000分の1.8」から「1,000分の1.6」に改めるものです。負担率を改正することによる町の負担額は、予算ベースでいきますと約18万円減額となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 議案第6号 玉村町文化センター条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第10、議案第6号 玉村町文化センター条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第6号 玉村町文化センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律が本年10月1日に施行されるのに伴い、文化センターの使用料を改正するため、玉村町文化センター条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、消費税及び地方消費税の税率の合計が8%から10%に改定されることに伴い、町の使用料についても消費税及び地方消費税の改定分を引き上げるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 1 議案第 7 号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正 について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 1 1、議案第 7 号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 7 号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律が本年 10 月 1 日に施行されるのに伴う改正並びに新たな使用区分及び料金設定を設けるため、玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要を申し上げますと、消費税及び地方消費税の税率の合計が 8 % から 10 % に改定されることに伴い、町の使用料についても消費税及び地方消費税の改定分を引き上げるものでございます。

また、新たに設けさせていただく使用区分及び料金設定は、1 つ目に厳しい財政状況を踏まえた中で町民と町民以外の利用者の区分を設けるものです。具体的には、町民とは町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方、町内の事業所に勤務する方、または町内の学校に在学している方を指します。そして、町民以外の利用者の使用料を町民の 1.5 倍といたします。

2 つ目に、町民の 65 歳以上の方、または町民の障害者手帳を有する方が個人で利用する場合及びその介護者は無料といたします。

なお、既に玉村町 B & G 海洋センターは、町民の 65 歳以上の方または障害者手帳を有する方が個人で利用する場合及びその介護者は無料となっています。

3 つ目に、現在無料である会議室について、公平性の観点から新たに料金を設定いたします。

また、アリーナの部分使用が競技別に規定されていたものを改め、全面、半面、3 分の 1、4 分の 1、6 分の 1 とし、時間は 1 時間単位とします。照明料の利用区分についても同様といたします。

施行日については、消費税法の一部を改正する等の法律の施行日に合わせ、10 月 1 日といたします。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 新しく町外の人からは5割増しということで料金設定を今回されるということですが、周辺の市町村はどういう形になっているのでしょうかという質問と、もう一点、現在の使用状況において町外の人がどのくらい利用されているのか、比率、どのくらい利用されているのかについて伺います。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） お答えします。

まず、周辺市町村の状況なのですが、伊勢崎市、太田市が1.5倍、榛東村が2倍となっています。高崎市は一定の倍率ではないのですけれども、施設によって差を設けているところと設けていないところがあります。藤岡市は、一部の施設に2倍ないし5倍の差があります。前橋市、吉岡町、大泉町は差がありません。

それと、町内と町外なのですが、割合的にはアリーナのほうが町内が6、町外が4、トレーニングルームにおきましては5対5ぐらいです。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 1 2 議案第 8 号 玉村町 B & G 海洋センター条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 1 2、議案第 8 号 玉村町 B & G 海洋センター条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 8 号 玉村町 B & G 海洋センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律が本年 10 月 1 日に施行されるのに伴う改正並びに新たな使用区分及び料金設定を設けるため、玉村町 B & G 海洋センター条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要を申し上げますと、消費税及び地方消費税の税率の合計が 8 % から 10 % に改定されることに伴い、町の使用料についても消費税及び地方消費税の改定分を引き上げるものでございます。

また、新たに設けさせていただく使用区分及び料金設定は、厳しい財政状況を踏まえた中で町民以外の利用者の区分を設け、町民以外の利用者の使用料を町民の 1.5 倍といたします。

施行日については、消費税法の一部を改正する等の法律の施行日に合わせ、10 月 1 日といたします。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 13 議案第 9 号 玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 13、議案第 9 号 玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 9 号 玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成 31 年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率の合計が 8% から 10% に改定されることに伴い、町の一般廃棄物処理手数料についても消費税及び地方消費税の改定分を引き上げるものでございます。

また、これに合わせて処理手数料を算定する際の単位を 1 キログラムから 10 キログラムに改正いたします。

現在ごみ処理手数料を徴収する際、クリーンセンターに設置している計量器でごみの重量を計測し、処理手数料を算定しております。この計量器の最小計量単位は 10 キログラムであり、近隣自治体においても同様の理由により、ごみ処理手数料条例規定を 10 キログラムごとに行っている自治体が多いため、玉村町においても現状に合わせて改正するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第14 議案第10号 玉村町立公園条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第14、議案第10号 玉村町立公園条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第10号 玉村町立公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律が本年10月1日に施行されるのに伴い、公園使用料の改定を行うとともに、身体障害者の方や町外使用者の方の使用料規定を新たに設けるため、玉村町立公園条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、消費税及び地方消費税の税率の合計が8%から10%に改定されることに伴い、町の使用料についても消費税及び地方消費税の改定分を引き上げるものでございます。また、身体障害者の方の使用料規定につきましては、今まで条例上で明記されていなかったため、新たに規定を設けるものです。町外使用者の方の使用料規定につきましては、厳しい財政状況を踏まえた中で、町民以外の利用者の区分を設け、町民以外の利用者の使用料を町民の1.5倍といたします。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 15 議案第 11 号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 15、議案第 11 号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 11 号 玉村町水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、学校教育法及び技術士法施行規則の一部改正による水道法施行規則の一部改正に伴い、玉村町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、学校教育法の一部改正により、新たに制度化される専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学を卒業した者に相当することとなるため、大学等卒業者に当該卒業者が含まれる旨を明記するものでございます。また、技術士法施行規則の一部改正にて、技術士試験の選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合され、削除されることを踏まえ、資格の見直しを行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第16 議案第12号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第16、議案第12号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第12号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、消防団員報酬の支払い方法の変更に伴い、報酬の支給回数を改正するものでございます。従来団員の同意を得て団員報酬を分団の管理する口座へ一括支給しておりましたが、団員報酬はその性格上、本人に直接支給されるべきものであることを踏まえ、平成31年度より団員の個人口座へ支給することといたします。このことにより、公費の透明性、公正性を図ってまいります。

つきましては、支払い方法の変更に伴い、支給事務等を簡素化するため、条例に定めております支給回数を現在の「6月、9月、12月、3月の4回」から「9月及び3月の2回」に改正させていただくものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 議案第12号は、消防団員の報酬の振り込み回数を年2回に改めるという議案なわけですけれども、消防団員に対しての報酬が4月から要するに個人口座に振り込まれるということになったのが前提だという話ですけれども、その辺のいきさつについて、ちょっと詳細に説明をいただきたいと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

消防団員報酬は、今まで年4回で支払っていたわけですが、支払いに関しましては消防団員が入団するとき同意を分団ごとにとりまして、報酬については分団が管理する口座に一括でまとめて支払ってくれという分団からの要請によりまして、町のほうもそういう形で年4回、全ての分団員分を分団の口座に支払っていたわけですが、新聞等でも報道がありましたとおりで、消防団員の報酬、それは個人が受け取るべきものであって、それを分団の口座にまとめて支給するのは余り望ましくないということで消防庁のほうの通知もございまして、それを受けてさまざまなメディアでも分団員の報酬につきましては個人の口座のほうにそれぞれ支払ったほうがいいのではないかと、そういったものがございましたので、玉村町といたしましても団員報酬につきましては、それぞれ個人の管理する口座のほうにお支払いをしていきたいなということで改正するものでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 趣旨としては、当然個人の口座に振り込むのが適切であるというふうに私も思います。ただ、現実問題として、消防団活動が今までは団本部に振り込まれて、私の息子も会計やっていたけれども、農協に預金をおろしに行くと、「きょうは何だい」と言われたら、「いや、きょうはちょっと」とかと言って、そういう行事を円滑に行うための費用に充てている部分もあった。個人口座に振り込まれたものは、家庭の事情にもよりますけれども、改めてもらってくると、きょうはこういうのだということになるということで、私は常々消防団活動を遠くから見ているだけですが、その辺に大きな支障が出てくるのではないかと懸念をしているのですけれども、その点についてはどのような考えをお持ちですか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） そういった懸念があるということは、各分団長のほうからも分団の活動がやりづらくなってしまうというようなご指摘もございました。その点も考慮はこちらのほうではすることがなかなかできないのですけれども、ただ分団の中でそういった分団員報酬をどういうふうに扱うのかということは分団のほうにお任せをしておきまして、聞くところによると、まずは個人のほうに振り込まれた報酬に関しては、分団員の一人一人の了解を得て、従来の分団の管理する口座のほうに一括で入れてもらうということもありますし、また行事によっては個別に徴収するとか、報酬の一部を分団のほうで預らせてもらうとか、そのような形で分団ごとにそれは管理のやり方は考えているようです。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 今後の団活動に重大な支障があることが懸念されるわけですが、その点要するに注意深く見守っていくというふうにしていただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。
5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 関連で申しわけありませんけれども、幽霊団員とよく言われる団員がいますよね。この方は多分活動に参加をしていないから幽霊団員だと言われるのだと思うのですが、そういったことの扱いなんかを考慮に入れて改正するものなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） いわゆる幽霊団員という、言葉のほうは余りこちらとしても使いたくはない言葉なのですけれども、一般的にはそのように言われている、全然活動に参加されない消防団員の方に関しましては、今回このような形で個人のほうにおのおの振り込む形とさせていただくことに伴いまして、分団長のほうにはそういったいわゆる幽霊団員の方に関しては、今回退団してもらうようにしてくださいということをお願いのほうはしてございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第17 議案第13号 玉村町農業労働力調整協議会条例の廃止について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第17、議案第13号 玉村町農業労働力調整協議会条例の廃止について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第13号 玉村町農業労働力調整協議会条例の廃止についてご説明申し上げます。

玉村町農業労働力調整協議会につきましては、高度成長期において、農業とその他の産業間における就業条件等を協議、調整を図るために設置されたものでございます。

協議、調整の内容は、他産業に就業を希望する農業従事者及びその家族が適切な職業への就職等の促進や農作業等の標準料金の調整などございましたが、条例が施行されて年数が経過し、現在では役割を終えたため、廃止するものであります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 実際にもう使われなくなったということなのですが、これいつごろまで実際には使われていた、活躍というか何かあったのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

実際のところは、町の文書管理規程によりまして文書等残っておりません。

ただ、同様な内容をしておりましてのがこれまで玉村町農業会議所という団体もございまして、そちらが昭和54年から始まっております。ですので、この調整協議会につきましては、それまで活動されたものというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そうすると、新しい組織ができたからなくなったということでわかったのですが、その新しいものというのは今も活動しているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 実際のところ農業会議所、こちらにつきましても28年度までの活動でございました。この協議会あるいは農業会議所、それぞれでこれまでの取り組みといたしますか、標準労賃あるいは小作料等々を決めていたわけでありましてけれども、そうした部分につきましては、現状では農業委員会におきまして決めているということがございますので、協議会あるいは農業会議

所等の活動は現状ではございません。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。午後1時30分に再開いたします。

午後0時17分休憩

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇

○日程第18 議案第14号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第4号）

○日程第19 議案第15号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第20 議案第16号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○日程第21 議案第17号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第18、議案第14号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第4号）から日程第21、議案第17号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）までの4議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第14号から日程第21、議案第17号までの4議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第14号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から4億1,855万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を107億6,005万9,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の変更をするものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正内容につきましては、年度末ということで全体的には事業費の確定や入札差金、各種経費の節約による減額等でございます。

歳入では、民生費の寄附金として18万1,000円の寄附がございましたので、それぞれの用途への充当のほか、地域福祉基金へ積み立てをするとともに、ふるさと寄附金につきましては当初4,000万円を目標としておりましたが、期待以上の寄附が見込めたため、900万円の追加をするものでございます。

また、歳出の主な増額予算については、固定資産税における町税過誤納等還付金や県議会議員選挙の執行日確定に伴う費用の追加を行うとともに、ふるさと寄附金の増加に伴う返礼品等の追加のほか、保育施設や学校施設に係る施設の修繕に必要な費用の追加等でございます。

以上により、財政調整基金からの繰入金は当初5億円を予定しておりましたが、2億円を減額し、3億円を取り崩すこととなる予定でございます。これにより、平成30年度末の財政調整基金残高は約4,900万円減少し、12億2,200万円程度となる見込みでございます。

なお、繰越明許費の設定につきましては、それぞれ今年度中に予定していた事業について完了しないことが見込まれることから翌年度に繰り越すものでございます。

また、地方債の変更につきましては、それぞれの事業費が確定したことに伴う減額でございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第15号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ863万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,472万4,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入におきましては、交付決定等による増額及び減額、国民健康保険税滞納

繰り越し分の減額及び前年度繰越金、一般被保険者延滞金の増額でございます。

歳出につきましては、今後の支払い見込みによる医療給付費の増額及び減額のほか、事業費の確定等による増額を行うものでございます。

次に、議案第16号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ994万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億607万4,000円とするものでございます。

補正内容ですが、歳入については制度の見直しにより保険料の軽減率に変更されたため、後期高齢者医療保険料を1,078万4,000円増額するものでございます。また、保険基盤安定等の繰入金を135万9,000円、後期高齢者医療広域連合受託事業収入を129万6,000円それぞれ減額、平成29年度の事務費精算分として繰越金を181万4,000円増額するものでございます。

歳出については、後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定拠出金を135万9,000円減額、保険料納付金を1,116万8,000円増額、後期高齢者健康診査委託料を129万6,000円減額、平成29年度の繰越金として一般会計への返還金を143万円増額するものでございます。

次に、議案第17号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,200万円を減額し、総額を14億570円とするものでございます。

主な補正内容ですが、受益者負担金、県補助金等の特定財源の調整や事業確定による建設費の減額及びこれに伴う地方債の補正でございます。

次に、予算科目ごとの増減額についてご説明します。

歳入については、下水道事業受益者負担金を450万円、県補助金を780万円それぞれ増額するとともに、下水道事業債を5,430万円減額するものでございます。

一方、歳出については、公共下水道維持管理費を280万円、特定環境保全公共下水道維持管理費を380万円、公共下水道建設費を1,471万2,000円、特定環境保全公共下水道建設費を1,838万8,000円、利子償還金を230万円それぞれ減額するものでございます。

最後に、繰越明許費ですが、上樋越・上福島地区幹線整備事業及び箱石・下之宮地区幹線整備事業の2事業について、総額6,786万円を翌年度に繰り越すものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第18、議案第14号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 43ページ、文書広報費で需用費が50万円の減額になっております。広報たまむら発行事業ということですが、この理由についてご説明ください。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

こちらの減額につきましては、指名競争入札ということで当初予定していた金額よりも若干安く契約ができたこと、あるいは増ページを年8回ほど予定をしていたのですけれども、そちらの増ページが4回だったと思いますが、少し想定していたよりも少なくなった、そういったことの合計で執行残が残ると見込まれたものでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 29年度予算で1,050万1,000円でした。今回1,048万5,000円の予算から50万円減額します。平成31年度は、それを踏まえて1,072万4,000円の予算が今組んであります。その辺は今回とはどういう形で増額にしてあるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後1時41分休憩

午後1時43分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 失礼いたしました。まず、29年度と30年度の比較なのですけれども、こちらのほうにつきましては、たしか発行部数の変更もなかったものと思われまして、よろしいでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

この50万円の執行残につきましては、当初設計いたしました金額よりも競争入札という形で安く契約ができたということと、あと増ページを年8回予定していたわけですけれども、そちらが年4回だったということで、そういったことの執行残として50万円を減額をさせていただきました。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありますか。

10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） 49ページの固定資産税賦課、還付金の135万円の件でちょっと確認と質問なのですが、例えばAの土地は地目が宅地で課税が宅地だったと、Bの土地は工場用地として宅地だったと、地目も。Cの土地が地目が畑で宅地課税されていたと。それで、15年10月に転用許可をとってあったというけれども、その転用許可の目的は何でしたか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） お答えします。

転用目的でございますけれども、資材置き場、露天駐車場というような形の転用目的になっておりました。

◇議長（高橋茂樹君） 10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） とすれば、露天でいけば、当然翌年の評価は1月1日を基準として翌年度からは雑種地課税になるわけですね。それを雑種地課税にしないで宅地課税をしていたと、迷わずしていたのですか。迷わずしていたかと、露天で受ければ雑種地にまずなるのだと思うのです。それをだから課税を宅地にしてしまった、やっぱり何かの一体利用的な、それはどういふのですか、農地転用すると翌年度から課税がかかる。あと航空写真で見てやるとか、地目を変更するについて何かきっかけがあるのでしょうけれども、宅地にしてしまったことの理由というのわかりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 大分前のことですので、はっきりした理由はわかりませんが、考えられるのは工場が建っている土地の工場の資材が置いてあるということで一体だという考え方がありまして、また資材置き場の土地が道路に隣接していない無接道の土地だということで、一体の利用だというふう考えたことだと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 10番石川眞男議員。

[10番 石川眞男君発言]

◇10番(石川眞男君) 税務課の見る視点と農業委員会の見る視点というのは違うのです。だから、そういうことはあり得るとは思うのだけれども、そういった場合、農業委員会に照会して、それで農業委員会の返答待ちというか、照会した上でこれは宅地か、雑種地かと決めるという、そういう手法はとっていないのですか。

◇議長(高橋茂樹君) 税務課長。

[税務課長 齋藤修一君発言]

◇税務課長(齋藤修一君) ある程度まとめて評価等を行っている関係がございまして、余裕を持ってできれば農業委員会等に照会もされたかと思うのですが、航空写真や現地調査だけで判断した場合にはこういう結果が出てしまうというふうに考えております。

◇議長(高橋茂樹君) ほかに質疑はありませんか。

11番宇津木治宣議員。

[11番 宇津木治宣君発言]

◇11番(宇津木治宣君) 3点お伺いします。

5ページの繰越明許費、勤労者センター土地購入費が繰越明許になっているわけですが、予算は組んで契約が進まない、話が進まないということの中で、どのような相談というのですか、協議内容が進行しているのか、何かの主張の違いがあっておくれているのか、その辺の事情について、まずお尋ねをいたします。

次に、23ページの土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は大量な、高額な減額補正になっていて、これと連動して73、74ページに社会資本整備総合交付金事業、それから例えば町道103号線道路改良事業、多額な減額補正になっているのですけれども、この辺の事情について説明をしていただきたいと思えます。

3点目は、44ページの交通弱者対策事業ですが、当初予算は723万2,000円を計上したと。補助金の分は720万円になったわけですが、これを改めて400万円減額をすると。要するに当初計画した半分も使えないという今の流れになっているので、どうもタクシー券利用事業がやっぱり現実に受け入れられていないのかなというふうな感じがするのですが、その辺についての考えをお伺いします。

◇議長(高橋茂樹君) 総務課長。

[総務課長 石関清貴君発言]

◇総務課長(石関清貴君) では、私のほうからまず1点目の繰越明許費の勤労者センターの土地購入事業の4,652万円についてお答えいたします。

J Aのほうと勤労者センターの土地の購入について、今年度交渉を進めてまいりました。当初うちのほうで予定していた勤労者センターのほうの敷地をおおむね1,670平米ぐらいを購入したいと

いうことで当初予定をして予算を4,650万円程度確保させていただきました。その後、JAのほうと協議を進めていったところ、JAさんのほうもご自分のところの土地の使い方というのは多少ありまして、そちらのほうと協議を進めていく中で、どこで境界を切って買わせていただけるかというような協議をする中で多少時間がかかってしまいました。

実は、先日やっと1,421平米ぐらいですか、このくらいで買えるというような方向性がおおむね確定いたしました。ただし、まだ価格の件ですとか、そういった細かいことが確定しておりませんので、一応面積を詰めた段階で今後なるべく早い時期に価格のほうを決めて契約のほうを結んでいきたいというふうに考えておまして、おおむね5月の出納閉鎖までには間に合うように、遅くともそこまでには契約をして支払いができるような、そういう状況に持っていきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

都市建設課の繰り越しの関係なのですけれども、町道103号線道路改良事業については説明会をやってきました、業務委託料ということで繰り越すことになりました。そちらが790万3,200円ということになります。あと一番下の文化センター周辺まちづくり事業に関しては、水道事業のおくれに伴って工事のほうがおくれました。そちらについて工事が1件、1,100万円と、あわせて包括支援業務ということで、この後Ⅱ期の引き渡しがありますけれども、そういったことの境界の測量とか換地の関係、そういった測量業務が残るとということで2つ合わせまして3,268万4,000円ということで繰り越しをお願いしたいと思います。

それから、飛びまして23ページですか、こちらの社会資本整備総合交付金についてですが、一番上にマイナス9,114万4,000円というのがあります。こちらにつきましては、幾つかの事業が全部合わさっております。1つ目は、町道101号線、こちら桜並木の道なのですけれども、補修計画修繕事業というのを30年度から立ち上げまして、町の幹線道路、そういったところ、構造的には表層が2層ということでもいい状態の舗装なのですが、それが修繕の補助の対象になるということになりました。町が計画を持っていれば、そういったことも補助に入れていくということになりましたので、計画をつくって順次進めていく予定です。こちらについても全体的に社会資本、補助率がかなり低いです。こちらについては39%ほどしかつかないです。

それから、もう一つ目が橋梁の長寿命化修繕工事、こちらは数年やっておりますが、こちらについては国も力を入れている関係で95.6%、かなり町の要望どおりの補助金はいただいています。こちらについてだけは55%の補助率です。

それから、町道103号線の道路改良事業、こちらについては補助率すごく低く、22%ほどしかいただいていません。50%の補助率でこちらがちょっと戻ってしまいますが、3,321万

4, 000円減になっています。

その前の橋梁長寿命化は補助率がよかったので115万4, 000円、舗装計画修繕事業については3, 000万円ほどの減額です。

4番目が土地区画整理事業、こちらは55%いただきます。こちらについても60%の補助率だったわけですが、1, 877万円の減です。

それから、町道2602号線といいまして、中央小学校の通学路ということで、ゆのきこどもクリニックのところの通学路なのですけれども、こちらについては60%ほどいただいたのですが、地権者との交渉がうまくいなくて、今は暫定形という形で一応仕上げています。国のほうは橋梁関係と歩道関係が力を入れている関係で内示率は高くいただいています。こちらのマイナスが783万4, 000円、この5個合わせましてマイナス9, 114万4, 000円になります。

それから、2番目の住宅なのですが、耐震診断、耐震改修ということで今回昭和56年以前の本造建築建物について診断を受け付けしているわけですが、こちらについて診断した人が2件、ただしその後改修していただいた人はゼロ件ということです。なので、その分の国の補助金、県の補助金合わせてなのですが、こちら国ですけれども、減額しています。

それから、その下の320万4, 000円というのは、個別改善事業で町営住宅の個別改善を順次行っています。こちらについては74%ほどいただきましたが、それでも町で単独で行うということはずせぬ、歳出のほうを落とさせていただいたということです。補助金をいただける分だけ工事をしたということです。

それから、都市計画費の一番下360万円、こちらも文化センター周辺の都市再生整備の関係です。こちらについても内示率が低くて75%ほどはいただいているのですが、補助のついた分だけ工事を行うということで、31年度からは国庫補助事業が余り期待できないという関係もありまして、できるだけ起債を活用し、単独事業を減らしていければという考えでおります。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 交通弱者対策事業の補正減に関してお答えいたします。

こちら交通弱者対策事業、タクシー利用補助券の交付の関係ですけれども、高齢者の方にタクシーを利用していただいて、こういった利用の形態があるのか、また要望がどの程度あるのかという実証実験という形で平成29年度の半ばから行っているものです。今年度の交付の実績でございますけれども、2月の末で約580名ぐらい交付をしております。枚数といたしましては2万7, 500枚強でございますけれども、申請率といたしましては対象者は約3, 000人と想定されておりますので、20%程度の方が交付を受けていると。また、利用の状況につきましては、交付枚数に対しまして利用の枚数が約4, 800枚ということで、今回の400万円の減額に至ったわけですけれども、なか

なかこちらの利用が上がらないという理由につきましては、交付の枚数はそれなりに出ておりますので、18%程度の人しかこちらの券を利用していないとなりますと、やはり玉村町でタクシーというのはなかなか使われる素地がないというのですか、高齢の方がタクシーを呼んでどこかに出かけるというのがまだ浸透していないのかなというふうな気がしております。今後31年度もこちら実証実験として継続していきたいなというふうに考えておりますけれども、PRをまたさせていただきまして、こちらの利用がどのように推移していくのかを見定めていきたいなというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 勤労者センターについては、鋭意JAと協議で、5月ごろには話がまとまると。大事な話なので、丁寧な協議を進めて、早急に話し合いを進めていっていただきたいと思えます。

次に、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金なのですけれども、私が聞いているのは歳入のほうが減額になり、歳出のほうが多額な減額になると、要するにお金がもらえなくなった、仕事ができなくなったと、こういう図式になっているかなというふうな感じですがけれども、先ほどの説明では来年度の31年度は補助金の交付の規定ももっと厳しくなるかもしれないということ。つまり社会資本整備総合交付金を使った道路補修なり橋梁補修は、この事業が流れたということになるのでしょうか。私はそこを聞きたいのです。歳入がなくなった、歳出も削られたということは、その事業はどうなったのと、こういうことなので、たしか31年度予算にもこれと同じような予算が計上されているので、今回はだめだけれども、31年度予算の中でこの事業を継続するのだと、こういう話を答えていただけるなら、ああ、そうかなと思うのですけれども、先ほど来の話ではその辺の全体像が見えないのですけれども、重ねてお尋ねいたします。

それから、タクシー券の交付利用ですけれども、私もこの問題で地方の選挙の応援に行くのですけれども、例えば伊勢崎市なんかでもタクシー券を配っているのです。ただ、タクシー券が、家族と一緒に住んでいるとだめだとか、もう細かい理由をつけて、医者だけしか行けないとか、そういう意味では玉村町は比較的いい制度だなというふうに思っているのです。

ところが、タクシー券を利用するにはタクシーがどこでもいるというのが何となく前提で、伊勢崎市なんかでも旧赤堀や東や境なんかではタクシーはほとんどいませんから、ほとんど利用がなかなか見込めないと。地域間格差が問題になっていると。要するに前橋市なんかでは繁華街に行けばタクシーが拾えるという前提の中でのタクシー券利用だということで、どうも私は今までの流れの中で、タクシー券の交付、利用実験中ですから、結論はこれから考えることですがけれども、その辺も注意深く見守っていく必要があるのではないかと思いますので、改めてお尋ねいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

補助事業の考え方ということなのですが、理想は補助がつかなくても町が単独費でもその事業を確実に実行できるというのが理想かなと思います。

ただ、財政事情厳しい中で、やはり補助率がかなり内示がつかないということになれば、そちらを来年にというか、先送りすることも部分的にはやむを得ないのかなというふうに考えています。

ただし、それで事業がどんどん、どんどん長引いていくとかおくらせていくというのは好ましくないことですので、そこはやはり積極的に補助金の内示つけて、県とか、県を通じて国に事業の期間が迫っているということで、おくれた分を取り返す意味で後半には積極的にヒアリング等で主張していくという考え方でいきたいと考えています。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） タクシー利用補助券の利用がなかなか上がらないということですが、確かに迎車料金、お迎えに行くのにその分の料金も玉村町ではかなりかかるということは認識しております。こちらを何とかタクシー事業者のほうとうまい対案みたいなものを模索していきながら、なるべく地域の格差がないように利用のしやすい制度が何とか築けるのかなということにはちょっと業者のほうと検討していきながら、もう少し交付した方については、なるべく利用していただけるような環境づくりを考えていきたいなというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 3回目の質問なのであれですけれども、要するに社会資本整備総合交付金、さまざまな理由で国からお金がもらえると。予算も入りを組んだ、工事を計上したと。入りがなかった、要するにそっくりこれは予算から消えていってしまっているわけです。そういうことだと思うのです。1億円を超えるような金額の予算の中で行ったり来たりしているわけですから、相当な断念をした工事がある。それとも今後ともこの工事はどうしても続けるので、社会資本整備総合交付金並みに必ずあらゆる補助金をもらう努力をしてやっていくのだと、こういう話なしにこれだけの金額のものを予算から削除するというのは、我々予算を組むときに賛成した立場から、減額補正というのはそうちょっとよほどの事情があるのかなということで、説明は聞きましたけれども、何となく釈然としない説明になっているので、改めてその点を聞いておきます。

それから、タクシー補助券ですけれども、交付枚数は相当出ているのです。ただ、実際に乗ってくれないのです。だから、もらっておこうと思ったけれども、使い勝手が悪い、要するにタクシーが呼べない、迎車料金、さまざまな事情があって利用が少ないということから考えると、仕組み、制度そのものをやっぱり考え直さないと難しいのではないかと。きょうは補正予算の審議ですから、この補正予算の減額というか、その利用状況の中からそういう教訓を学んでいく必要があるのではないかと

思います。

以上、3回目の質問といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

社会資本整備総合交付金事業についてですが、補助事業の対象とならなかったものについては、起債事業のほうもありますので、起債事業を積極的に活用して交付税という形でできるだけ町負担を減らしていくということで、事業については舗装、補修についてはやらざるを得ないところは積極的にやっていって、できるだけ長寿命化が図れるように、問題のないように道路管理をしていきたいということで考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） タクシー利用補助券に関しまして、議員のおっしゃられたとおり、なかなか利用が上がっていないということです。交付の枚数はそれなりに出ているということで、こちら念のためもらっておこうかという方がかなり多数いらっしゃるのかなというふうにも思いますし、またまだ免許証をお持ちの75歳以上の方、相当数いらっしゃると思いますので、そういった方はお守りの申請だけして、券を持っておこうかという方も相当数いるのかなというふうに思います。いずれにしても、そういったことでもう少し利用が上がるように考えていきたいなというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 31ページ、ふるさと寄附金なのですが、私は少なくなるのではないかと申したら900万円アップということでよかったということなのですけれども、1年ほど前の議会のとときに、私はふるさと納税というのは税の公平、公正という面から見て非常に問題だと。とっととやめたほうがいいという話はしたのですけれども、そのときに当時の副町長が、やはり賛否両論あると。ただ、こういう制度があるからにはやっぱり頑張っていかなければいけないという話をしていたのをよく覚えているのですけれども、そこから頑張って900万円ふえたということなのですが、具体的にどういった活動をしていたかお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

昨年の4月から企画課のほうでふるさと納税の担当をさせていただきました。どういった活動をと

ということなのですけれども、まずは販売チャンネルをふやすということで、今まで2つのチャンネルでふるさと納税ができるようにインターネット上のサイトで見られるようになっていたのですが、それを1つふやしまして3つのチャンネルでふるさと納税ができるようにしました。

また、あとは魅力ある返礼品を用意しなければならないということで、新たにふるさと納税のための返礼品を用意していただけないかということで町内を回って見たのですが、ふたをあけてみると、実際は1つしか追加できませんで、いい返事をいただいているのですけれども、実際サイトに載せるまでこぎつけていないというのが結構あります。

ただ、唯一1つ見つけられたのは、大変いいふるさと納税、返礼品が見つけれられましたので、今年度だけでも二、三百件ぐらいの申し込みが恐らく来ていると思います。特に一番暇なこの時期に申し込みが非常に多く来ておりますので、大変ありがたく感じております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 入ってくるのはふえているという話なのですが、町から本来入るべきものが出てきているという話も聞いているのです。その件に関してはどんな状態なのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 町から出ていくものということは、それは町税ということで理解してよろしいでしょうか。玉村町の方がほかの市町村にふるさと納税するということになれば、やはり玉村町の税金もその分減ってしまうということは確かにございます。この制度の仕組みだと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） だから、今現在そっちが上がりぎみなの、下がりぎみなのというのをちょっと聞きたいのです。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） ふるさと納税のまず全体の規模なのですけれども、これはどんどん大きくなっていて、29年度は3,500億円ぐらいが日本全国で寄附されたということで聞いています。

ただ、今年度は総務省の通知もありまして、3割以内にしなさいとかそういうのもあった関係で1割ぐらい規模が小さくなっているというふうには聞いています。その中で、ふるさと納税はちょっと減少になっているのではないかなというふうには推測しておりますけれども、玉村町にとりましては、やらなければ損をしてしまうような制度でありますので、制度の趣旨と外れているというような見解も私たちもちょっと感じてはいるのですけれども、やっぴいかなと出ていだけで終わってしまいま

すので、その分やはり納税してもらおうという形で、町に少しでも収入を得るということは必要なのかなというふうに感じています。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 77ページについて伺います。

土地区画整理費において委託料、それから工事請負費がそれぞれ減額になっているのですが、まず委託料についてですけれども、土地区画整理事業において予算として3,667万7,000円、それから業務委託料として482万5,000円が当初予算になっていたと思います。それがその部分で550万円減っているということと、都市再生整備計画事業においては設計委託料が今回421万2,000円減っているということですが、予算が421万2,000円全額が減っていると、こういうことだと思います。それについてのご説明を下さい。

それと、もう一点、設計委託料がゼロになっている状況の中で、工事のほうは2件とも発注しているということですから、その辺との関連について伺いたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

まず、初めの測量設計委託料なのですけれども、こちら入札によって執行残という形で大きくもとの金額が3,000万円を超えているような、3,096万3,000円ですか、なので入札によって執行残が生じたということです。工事に関しましては、主なものは残土処理ということで、今文化センター周辺の区画整理の中でそれぞれ本来工事で残土というのが出て処分費をそれぞれの工事にかけるのが本来なのですが、残土処理工事ということで一括で出しております。その工事が通常だったら処分は有料なのですが、藤岡市の土地改良がありまして、そこで土が欲しいということでかなりの量を運び込むことができました。それと、あと伊勢崎市のダストセンターですか、そちらのほうにも持っていった経緯がありまして、かなり残土のコスト縮減が図れたということで減額になっております。それが主な減額で、あと補償費についても電柱移設費でとっておりましたが、これもかなり見込みよりも安く済んだということでもあります。

それから、都市再生整備計画事業のほうにつきましては、当初400万円ほどバスターミナルの関係で設計委託を組んでいたのですけれども、そちら400万円がかなり高額ですので、レイアウト等は職員でまずは考えたりして、包括支援業務をやっているところにも相談したり、あとは環境のほうの交通の面でも庁舎内で相談したりして、レイアウト等を直営で検討したということで、その部分が不要となりました。

工事につきましては、先ほどの交付決定ということで、内示が低かったということで交付決定額に

合わせた分だけ事業を実施するというので、その分は来年度に回させていただくということです。
以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第15号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、
これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第16号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第17号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、これより本案に対する質疑を求めます。

5番渡邊俊彦議員。

[5番 渡邊俊彦君発言]

◇5番(渡邊俊彦君) 繰越明許費のことを聞きたいのですが、2ページなのですが、2つ、どちらも大きな予算ですけれども、これはどんな理由で繰越明許になったのですか。

◇議長(高橋茂樹君) 上下水道課長。

[上下水道課長 倉林教夫君発言]

◇上下水道課長(倉林教夫君) お答えします。

工事の発注した内容につきまして、隣接の工場とかがありまして、そちらとの協議が時間がかかりましたので、その関係で工事が完了しない見込みになりましたので、繰越明許という形をとらせていただきました。

◇議長(高橋茂樹君) 5番渡邊俊彦議員。

[5番 渡邊俊彦君発言]

◇5番(渡邊俊彦君) 2件ともですか。

◇議長(高橋茂樹君) 上下水道課長。

[上下水道課長 倉林教夫君発言]

◇上下水道課長（倉林教夫君） 1件は、先ほどお話しした工事の関係、それとあと1件につきましては、埋設等の状況等が予定と違っていましたので、そちらの関係の改修等を行った関係で時間がかかってしまったということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第22 議案第18号 平成31年度玉村町一般会計予算

○日程第23 議案第19号 平成31年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第24 議案第20号 平成31年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第25 議案第21号 平成31年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第26 議案第22号 平成31年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第27 議案第23号 平成31年度玉村町下水道事業特別会計予算

○日程第28 議案第24号 平成31年度玉村町宅地造成事業特別会計予算

○日程第29 議案第25号 平成31年度玉村町水道事業会計予算

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第22、議案第18号 平成31年度玉村町一般会計予算から日程第29、議案第25号 平成31年度玉村町水道事業会計予算までの8議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第18号から日程第29、議案第25号までの8議案を一括議題とする

ことに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第18号 平成31年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度一般会計予算につきましては、先ほど施政方針の中で述べさせていただきました。また、参考資料の中でも詳しく説明してありますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

一般会計予算の総額は109億4,500万円となり、前年度に比べ0.5%の増加となりました。

歳出の主な事業といたしましては、平成のその先の新たな時代の幕あけとともに、本町で開催される「ばら制定都市会議・ばらサミット」の運営経費として135万8,000円を計上し、記念すべきこの開催を盛大に盛り上げていくとともに、これを契機に潤いのある「ばらのまち」として、「ばらを生かした特色のあるまちづくり」を推進してまいります。

次に、未来への投資を着実にを行う企業誘致や産業振興、雇用促進対策として、交通の利便性にすぐれ、道の駅玉村宿に隣接した高崎玉村スマートインターチェンジ周辺北地区の早期開発に向けて、測量や土地評価、土壌汚染調査などの準備経費として3,864万5,000円を計上いたしました。

次に、人口減少対策として、移住定住を促進する文化センター周辺まちづくり事業では、年度内の事業完了に向けて第Ⅱ期分譲予定地の宅地造成や道路築造工事、公園及び交通ターミナルの整備、公民館建設等を行うとともに、この開発に伴い、土地を購入し、定住していただいた世帯に対する定住促進奨励金など、総額で3億511万円を計上いたしました。

次に、交通防犯対策としては、新たな交通手段の確保充実を図るため、群馬県が推進する東毛広域幹線道路のBRT・バス高速輸送システムの導入に伴い、道の駅玉村宿及び新設する文化センター南側の交通ターミナルへの接続を目指し、調査費として100万円を計上するとともに、新たな交通安全対策として生活道路の抜け道になっているような危険な道路に一定の区域内を時速30キロメートルの速度規制とする「ゾーン30」を導入する経費として300万3,000円を計上いたしました。

また、高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺などの特殊詐欺等被害防止対策として、防犯機能を備えた電話機及び電話機用防犯録音機購入の助成を行う経費として20万円を計上いたしました。

次に、地域福祉では、新たに相談支援包括化推進員・コミュニティソーシャルワーカーを配置し、総合相談窓口を設置するほか、地域におけるアウトリーチ活動としてローラー作戦を実施するなど、地域福祉計画に基づいた施策を推進するため231万6,000円を計上し、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みを構築してまいります。

また、入国管理法の改正に伴う外国人労働者の増加を想定し、外国人の抱える問題や相談ニーズに

適切に対応するため、63万7,000円を計上するとともに、近隣トラブルの多い「ごみ問題」について、多様な外国語に対応した「ごみ出し情報お知らせサービス・スマホアプリ」や「ごみに関するパンフレット」提供のため120万4,000円を計上し、心通い合う「多文化共生社会の実現」に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、子育てしやすい環境づくりのため、待機児童解消対策として玉村幼稚園に統合される南幼稚園を活用した新たな民間保育施設の整備を支援するとともに、新規民間保育所を誘致し、施設整備に係る用地の取得及び造成を支援するほか、学校における余裕教室を活用した放課後児童クラブについても計画的に開設を進めるため、総額で2億2,686万7,000円を計上いたしました。

また、「国際教育特区」である本町において、子供のころから英語に触れる環境の底上げを図るため、積極的に英語教育活動を行う民間保育施設を新たに支援する経費として36万円を計上いたしました。

さらに、子供の貧困問題では、「子ども食堂」や「学習支援」に取り組む住民団体等の活動が本町においても広がっていることから、積極的に支援するとともに、行政主導の取り組みとして、ひとり親家庭の小学生児童に対して無料学習支援を実施するため、総額で32万5,000円を計上いたしました。

また、子育て支援では、子供を産みやすい環境づくりとして、妊娠中の虫歯や歯周病による早産や低出生体重児出産の予防対策のため、新たに妊婦歯科健診を実施する経費として130万4,000円を計上いたしました。

次に、農業振興では、水田農家や野菜園芸農家の農業用機械等の導入助成を行う経費として2,867万5,000円を計上するとともに、安定した農業用水を確保するため、上之手地区及び川井地区用水路整備に3,656万4,000円を計上したほか、老朽化した滝川第一統合堰の補修工事費として4,399万9,000円を計上いたしました。

また、野生鳥獣による農作物への被害が甚大であるため、有害鳥獣駆除の拡充として100万円を計上いたしました。

次に、道路網の整備では、町道103号線道路改良事業を推進するとともに、道路舗装修繕計画及び橋梁長寿命化計画に基づいた道路ネットワークの老朽化対策、既存道路の改良などに加え、新橋建設促進化に係る経費を含めた道路施設全般の事業費として、総額で2億121万1,000円を計上いたしました。

次に、空き家対策では、将来周辺環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある空き家について、自発的な除却を促し、景観向上や居住環境の改善など適正な管理を図るため、新たに除却費用の一部を助成する経費として300万円を計上いたしました。

次に、消防防災対策では、大規模災害を想定した地域における災害対応力を向上させるため、新たに職員や地域住民等によるDIG・災害図上訓練やHUG・避難所運営ゲームを実施し、自助・共助・

公助の確立に向けた取り組みを強化するとともに、全地区で組織化された自主防災組織が行う地域防災活動を支援するため、総額で145万5,000円を計上し、地域における防災意識の高揚を図ってまいります。

また、近年のゲリラ豪雨等を想定した水害対策として、水防用資機材の備蓄等を行う大型倉庫や会議室を備えた（仮称）水防センターの建設を行うため、4,601万1,000円を計上し、水害時には水防団の活動拠点として活用するとともに、平常時には防災等に関する研修所として地域での有効利用が図られるよう、整備を進めてまいります。

次に、教育の充実では、新年度から3学期制移行に伴い、新たに「地域とともにある学校づくり応援プロジェクト」を立ち上げ、地域や家庭、大学生等と連携し、子供たちの放課後活動支援を行うとともに、教員の指導力向上のための取り組みや幼小中連携強化による授業研究会の開催など180万円を計上し、地域全体の教育力の底上げを図ってまいります。

また、教員の多忙化解消対策として、全小中学校に教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフを配置するとともに、引き続き中学校に運動部活動指導員を配置するため、総額で376万9,000円を計上し、学校現場の働き方改革を推進してまいります。

次に、地方創生では、「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」による町の発展と人口減少対策への取り組みを推進するため、生涯活躍のまち基本構想及び実施計画実現に向けた地域通貨やボランティアポイントの先駆けとして、若者から高齢者まで幅広い世代に町のさまざまな行事やイベントへの参加を促進し、ポイントを付与する仕組み、「おでかけポイント制度」を導入することで、継続的なボランティア活動の創出につなげるため、62万円を計上するとともに、町の魅力を発信する地域おこし協力隊の活動費に791万2,000円を計上したほか、移住支援事業として本町に移住し、一定の要件のもと、県内で起業または就業する方を支援するため、200万円を計上いたしました。

また、大学等連携事業では、イベント協力や地域でのボランティア活動等への参加をより一層促すことで、若い力による地域のさらなる活性化を図るため、226万2,000円を計上し、学生からまちづくりに関するアイデアを募るとともに、町内のアパートに居住する県立女子大生を対象とした地域貢献活動に対する奨励金を拡充いたしました。

最後に、第5次総合計画後期基本計画も4年目を迎え、総仕上げの段階に入ることから、計画された施策の着実な推進に取り組むことはもちろん、未来へのかけ橋となる「第6次総合計画」の策定に着手するため、866万2,000円を計上し、今後10年間のまちの姿、将来像を描いていきたいと考えております。

なお、歳出の目的別内訳につきましては、民生費、衛生費、農林水産業費、消防費などが増加しましたが、農林水産業費では滝川第一統合堰の補修工事の計上により18.3%の増加となりました。

一方、労働費、土木費、教育費、公債費は減少しましたが、中でも労働費では勤労者センター土地取得費の減額に伴い、77.9%ほど大幅に減少しました。

また、性質別内訳については、クリーンセンターの老朽化や子育て支援に対応するため、物件費や補助費等が増加しましたが、その他の科目は減少しました。義務的経費は1.6%減少し、予算総額に対する構成比は40.4%となりました。一方、投資的経費は、文化センター周辺土地地区画整理事業の進捗に伴う事業量の減少により3.2%減少し、構成比は9.3%となりました。

次に、歳入の主なものとして、まず歳入の根幹をなす町税では、法人町民税や町たばこ税に伸びが見られず減少したものの、納税義務者数の増加に伴う個人町民税及び新築家屋の増加に伴う固定資産税の伸びを受け、町税全体では0.3%増の45億26万9,000円を見込むとともに、地方交付税では地方財政計画等を考慮した推計の結果、2.5%増の12億1,000万円を見込みました。

交付金では、税制改正による環境性能割交付金の創設に伴い、1,500万円を見込みました。

使用料及び手数料では、事業系ごみに係る一般廃棄物処理手数料の減少により、7.4%減の1億2,182万8,000円を見込みました。

県支出金では、県議会議員選挙、県知事選挙、参議院議員選挙の3つの選挙執行に伴う委託金により、5.6%増の8億4,512万5,000円を見込みました。

財産収入では、文化センター周辺土地地区画整理事業・第Ⅱ期宅地造成地保留地売払金として2億1,263万7,000円を見込み、376.4%の増加となりました。

寄附金では、魅力ある地元特産品の開拓により、ふるさと納税による寄附金応援者のさらなる獲得を目指して6,000万円を見込み、50.0%の増加となりました。

繰入金では、文化センター周辺土地地区画整理事業・第Ⅱ期宅地造成地換地売払金として5億5,786万5,000円を見込めたため、特定目的基金からの繰り入れに大きく依存することなく、繰入金全体では18.4%減の7億8,778万9,000円となりました。また、基金繰入金の内訳としましては、ふるさと創生基金から2,350万円、協働によるまちづくり基金から60万円、農業振興基金から247万円、教育振興基金から100万円を繰り入れるとともに、不足する財源の確保として財政調整基金からの繰り入れを前年度の5億円から2億円まで抑制することができました。

町債では、交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債を4億円、町道103号線を初めとする道路網整備に7,850万円、(仮称)水防センター整備に4,420万円など、町債全体では15.2%減の5億5,850万円を見込みました。

なお、歳入の性質別内訳につきましては、繰入金が大きく減少しましたが、財産収入や県支出金、諸収入の増加等に伴い、自主財源は0.9%増加し、予算総額に対する構成比は57.1%となりました。

一方、依存財源では、地方交付税や国、県支出金が増加したものの、地方交付税の伸びを受けた臨時財政対策債の圧縮に伴う町債等の減少により0.2%減少し、構成比は42.9%となりました。

以上が、平成31年度一般会計予算の概要でございますが、今後も引き続き、本町が将来にわたって持続可能な「安全で安心して暮らせる魅力あるまちづくり」を進めるため、「未来への投資」と「歳

出改革」による財政健全化の取り組みを一層推進し、健全な行財政運営を目指していく所存であります。

次に、議案第19号 平成31年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,277万9,000円とするものでございます。

前年度当初予算と比較しますと、0.3%の減となっております。

歳入歳出共通する減額の主な要因といたしましては、被保険者数の減少でございます。1人当たり医療費は、消費増税などの影響も考え、微増すると予想されますが、被保険者数が減少しているため、保険給付費全体は減額となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が8億9,322万円、県支出金が2億3,439万3,000円、繰入金が3億1,222万6,000円であります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費が2億3,639万3,000円、国民健康保険事業費納付金が1億5,889万3,000円、保健事業費が3,725万5,000円であります。

被保険者数は減少傾向にあります。1人当たりの医療費単価は年々増加傾向であるため、引き続き医療費抑制の取り組みを行ってまいります。医療費増加の要因の一つとしては、生活習慣病が挙げられます。これまで国保特定健診の集団健診は40歳から65歳を対象として保健センターで実施、個別健診は66歳から74歳を対象として伊勢崎佐波医師会で取りまとめた医療機関で直接受診と年齢を区切って実施しておりましたが、疾病の早期発見や重症化予防などの観点から、新年度より伊勢崎佐波医師会にもご協力をいただき、年齢制限を撤廃し、国保加入者の皆さんが人間ドック助成事業を含め、ご自身の希望する受診場所で受診できるよう制度を変更いたしました。

今後も医療費適正化を図るとともに、収納対策に力を入れ、国保特別会計の健全運営に努めてまいります。

次に、議案第20号 平成31年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,831万1,000円とするものでございます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し、3.6%の増加であります。主な要因としては、高齢化による被保険者数の増加により、後期高齢者医療保険料が増加したためであります。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料2億2,649万円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金5,937万円、受託事業収入1,418万2,000円あります。

歳出の主なものとしては、広域連合納付金2億8,586万2,000円、健康診査等事業費1,497万3,000円あります。保険料と基盤安定繰入金は、そのまま群馬県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします。

群馬県後期高齢者医療広域連合が保険者であります。市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携をとりながら円滑な運営を図ってまいります。

次に、議案第21号 平成31年度玉村町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,005万5,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと、0.5%の増となっております。

歳入の主なものにつきましては、65歳以上の第1号被保険者保険料が6億7,283万2,000円、国庫支出金4億6,104万円、支払基金交付金6億4,424万3,000円、県支出金3億5,057万6,000円、一般会計等からの繰入金3億4,120万5,000円です。

歳出の主なものにつきましては、総務費2,803万9,000円、保険給付費22億9,600万円、地域支援事業費1億4,485万6,000円です。総務費につきましては、介護保険制度の改正に伴うシステム改修等が予定されていないため、対前年度比1.5%の減となっております。保険給付費は0.1%減のほぼ横ばいですが、地域支援事業費につきましては、介護予防に重点を置いた施策のさらなる推進のため、13.3%の増となっております。

平成31年度は、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の2年目となります。次期計画において介護保険料の上昇を抑制するためにも、保険者機能を発揮して自立支援・重度化防止に取り組むほか、第7期計画の進捗管理により、施策の効果や改善点を明らかにしていきます。

介護保険制度は、要介護認定者の増加や介護サービスへの需要の高まりを踏まえ、今後も安定的な制度の運用が必要となっております。適正な要介護認定・介護保険料の収納強化・保険給付費の抑制など適切に事業を推進するほか、認知症や重度の要介護状態になっても住みなれた地域で安心して暮らせるよう、さらに地域包括ケアシステムを強化し、より信頼と安心のおける制度の維持に努めてまいります。

次に、議案第22号 平成31年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ445万円とするものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、要支援1・2と認定された方及び総合事業対象者に対してケアプラン等を作成する介護予防・ケアマネジメント費収入が270万7,000円、一般会計繰入金等が174万3,000円でございます。

続きまして、歳出の主なものとしたしましては、介護支援専門員等の雇い上げ費用、システム機器使用料など総務管理費として206万3,000円、予防給付プラン等作成委託料であります介護予防・ケアマネジメント事業費が228万6,000円でございます。

次に、議案第23号 平成31年度玉村町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,250万円とするもので、

前年度当初予算に対し6.5%減となっております。

新年度は、企業会計への移行が予定されている平成32年度の前年度という特殊事情があり、例年と違い、出納整理期間が存在せず、3月末日をもって全ての出納が打ち切られます。このため早期の事業完了が求められることから、縮小した規模の予算案となっております。

当町の下水道事業は、群馬県利根川上流流域下水道の整備計画に基づき実施しているところですが、今年度は平成32年度までの5カ年計画の4年目に当たります。拡大した認可区域で約250ヘクタールある未整備区域を進捗させてまいります。

主な事業として樋越地区、上樋越地区、上福島地区、板井地区、下之宮地区、箱石地区及び南玉地区の污水管渠築造工事を実施するとともに、五料地区及び飯倉地区の修正設計を行います。

公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要施策であります。当町は、町全域が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め、普及率の向上を目指すとともに、下水道使用料金の適正化や徹底した経費節減など、引き続き経営の健全化に努めてまいります。

次に、議案第24号 平成31年度玉村町宅地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,786万5,000円とするものであります。

予算の内容としては、平成30年度に第Ⅰ期分譲地全ての引き渡し完了し、第Ⅱ期分譲地の引き渡しに伴う清算金と町販売地の売払収入を一般会計へ繰り出すための予算でございます。

歳入としては、第Ⅱ期分譲地の販売事業者へ引き渡す113区画の清算金と町販売地16区画の売払収入となり、歳出では清算金と売払収入について一般会計への繰出金となります。

なお、平成31年度には、全ての分譲地の引き渡し完了する予定となっております。

次に、議案第25号 平成31年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、平成31年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を1万7,110件、年間総配水量を506万7,000立方メートルとし、当初予算を編成いたしました。

初めに、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で5億8,192万円を予定いたしました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億4,777万5,000円、営業外収益が3,414万4,000円でございます。

続いて、水道事業費用ですが、5億3,079万3,000円を予定いたしました。その主なものは、営業費用が4億8,843万4,000円、借入金利子等の営業外費用が3,625万9,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては2億345万7,000円を予定いたしました。その主なものは企業債が2億円でございます。

続いて、資本的支出は3億5,249万7,000円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の2億2,106万2,000円と企業債償還金の1億2,852万1,000円でございます。

す。

建設改良費の内訳は、水道施設整備工事費の2億1,036万2,000円と設計委託料の1,070万円でございます。

なお、資本的収支において不足する1億4,904万円は、当年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び減債積立金で補填する予定でございます。

第5条では企業債の限度額を2億円と定め、第6条では一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出における各項間の流用について定め、第8条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費を3,484万9,000円、交際費を1万円と定め、第9条ではたな卸資産購入限度額を320万5,000円と定めるものでございます。

引き続き経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。3時15分に再開いたします。

午後3時休憩

午後3時15分

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、玉村町議会運営に関する基準により、款項の範囲で行うようお願いいたします。答弁も款項の範囲でお願いいたします。

最初に、日程第22、議案第18号 平成31年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） せっかく町長があんなに丁寧に説明をしていただいたのに、誰も総括質疑をしないのではちょっと寂しいかなと思って、1点お伺いいたします。

玉村町の一般会計総額110億円近い額でありまして、過去4番目に多い予算となっております。全国47都道府県の36都道府県でも昨年度よりも税収がふえると見込んで、前年度よりも大型の予算を組んでいるということでもあります。群馬県も7年連続増額して、公共事業費を中心とする投資的

経費を増額しております。また、新聞などでも各市町村でも非常に大型の予算編成をしているということでもありますけれども、不景気と言われているこの中で、この予算にかかる意図とその期待、そしてどの程度の景気回復を見込んでいるか伺います。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 予算につきましては0.5%の増ということで、昨年度予算と比べて5,000万円程度の増ということになっております。歳入につきましても町長からの説明もありましたが、景気が緩やかな回復傾向にあるということで、町税の収入も若干ふえるだろうというような予想をしております。ということで、全体的には昨年度と同規模程度の予算ということにはなろうかなというふうには思っております。

歳出につきましては、未来への投資、それから子育て支援、それから教育の充実、そういったことをメインに大きな柱として財政健全化と、それから未来へつなげる予算というようなことで立てているというふうなことの説明があったかなというふうに思います。ですので、できる限り削減できるものは削減して、積極的に予算をつけられるものについてはつけて、メリ張りを付けた予算にしたということかなというふうに思います。

一番は、やはり先ほど申し上げましたけれども、これからの玉村町を背負っていただけるような子供たちへの未来、子育て支援と、それから教育充実、そういったことも含めた未来への投資というのが来年度予算のメインかなというふうに思っております。細かい事業についてはその中にありますので、後でしっかり説明ができるかなと。予算特別委員会の中で説明していければなというふうに思います。全体的にはそういったものの予算というふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） この10年間の町の歳出の傾向というのは、人件費や物件費は横ばいであり、そして扶助費が非常に2.5倍に伸びておるわけでありましてけれども、高齢化が進むためにどうしても扶助費はさらにふえ続けると思われます。そして、人口がだんだん減ってきているという観点から、財政規模全体も縮小してくるのではないかなというふうに思われていくわけでありまして、投資的な経費も抑えざるを得ないというのが通常だと思っておりますけれども、新しい時代にも入りますし、余り厳しい厳しいという寂しい話ばかりでは町の活性化は望めませんので、5月以降の新しい時代へ進むのだという、そのような認識でよろしいでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 平成が終わって新たな時代に入っていくということで、玉村町もこれからそういった飛躍ができるような予算になるようにということで31年度設定をさせていただいたと

いうことで、おっしゃるとおりかと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第23、議案第19号 平成31年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第24、議案第20号 平成31年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第25、議案第21号 平成31年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第26、議案第22号 平成31年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、総括質疑になるかどうかちょっとわかりませんが、質問してい

きます。

介護予防ですよ。総額が445万円ということなのですが、ある意味でいうと、一般会計だと1行におさまっているようなことが一つ大きなテーマとして取り上げられているのですけれども、それなりの理由があるかと思うのですが、その辺のなぜ一つの大きなテーマとして取り上げられているのか、このままそのまま続けていくのかどうかというのをお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 介護予防サービス事業なのですが、主に直営の包括支援センターが行いますサービス計画等の収入で賄うという、その会計がございまして、会計内容がはっきりわかるように、収入に対して何を使うかと言うのをはっきりさせるために、包括支援センターの中の会計がわかるように、これだけ個別に会計事業をつくらせていただいております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） いや、初めて知ったということで恥ずかしいのですけれども、となると、3つあるそういうところのものを見ているという状況を説明しているということなのですか、介護施設の。質問していると、よくわからなくなってしまうのだけれども、要はその辺自体の仕事をしているのではなくて、違う組織の状況を把握して報告をしているということなのですか、これは。

◇議長（高橋茂樹君） 月田議員、明瞭な質問をお願いします。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 当町の直営で行っています包括支援センターの事業内容の収支につきまして、はっきりさせる必要がございまして、これだけ別会計になっております。なので、委託包括があと2つございまして、そちらにつきましては、全然ここには関係ございません。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 28年度は1,300万円だったものが、その後大きく減少しているというのは何ですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 29年度に委託包括を2つつくりましたので、事業をそちらに振り分けた経緯がございまして。そうしますと、直営で行っていた包括の事業が縮小されたので、会計自体が小さくなっております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第27、議案第23号 平成31年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第28、議案第24号 平成31年度玉村町宅地造成事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第29、議案第25号 平成31年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

これもちまして、平成31年度玉村町一般会計予算ほか7会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。



○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

日程第22、議案第18号 平成31年度玉村町一般会計予算から日程第29、議案第25号 平成31年度玉村町水道事業会計予算までの8議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を

設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第18号から日程第29、議案第25号までの8議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。



○日程第30 議案第26号 町道路線の廃止について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第30、議案第26号 町道路線の廃止について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第26号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年度道路台帳補正における廃止にかかわるものでございます。

主な内容は、町道認定はされていたものの、実際には道路形態がない部分を一部廃止するものです。路線数2路線、延長3,213.34メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第31 議案第27号 町道路線の認定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第31、議案第27号 町道路線の認定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第27号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年度道路台帳補正における認定にかかわるものでございます。

主な内容は、一部廃止された町道の再認定のほか、道路整備されていたものの認定が漏れていた道路を新規認定するものでございます。今回の認定路線数は3路線、延長1,927.39メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 3 2 議案第 2 8 号 財産の処分について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 3 2、議案第 2 8 号 財産の処分について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 2 8 号 財産の処分について説明を申し上げます。

本案につきましては、玉村幼稚園に統合される南幼稚園を活用して民間事業者が行う保育所整備に伴い、町所有の財産を処分するものでございます。

処分する財産については、玉村町立南幼稚園の園舎及び車庫で、構造はいずれも鉄骨造の平家建てです。床面積は園舎が 9 6 9 . 5 2 平方メートル、車庫が 1 5 2 . 3 1 平方メートルであります。処分方法は売り払いで、処分金額は園舎が 7 9 9 万 2 , 0 0 0 円、車庫が 4 8 万 6 , 0 0 0 円、合計 8 4 7 万 8 , 0 0 0 円でございます。

処分の相手方は、民間保育所の整備を行うこととなった群馬県藤岡市上落合 8 4 8 番地 2、社会福祉法人梅檀双葉会理事長、清章司となります。

つきましては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 3 3 議案第 2 9 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 3 3、議案第 2 9 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 2 9 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が消防団員または消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務の共同処理を平成 3 1 年 4 月 1 日から開始するに当たり、群馬県市町村総合事務組合規約の一部改正を行う必要があるため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 3 4 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第34、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

今回推薦させていただく新井淳一氏におかれましては、川井恵美子氏が平成31年6月30日をもって任期満了し、退任となることから、後任として推薦するものでございます。

新井氏は、長年玉村町の行政にかかわった経験を有し、人格、識見高く、地域の信望も厚く、人権擁護委員として適任者であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。



○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 議事の都合により、3月5日、6日は委員会のため、本会議は休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、3月7日は午前9時までに議場へご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後3時40分散会